



# 第3次 大川市男女共同参画計画

## 後期計画

(2026年度～2030年度)



2026年3月

大川市



# 目 次

## I. 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
(1) 国際的な動き	2
(2) 国・県の動き	2
3. 大川市における男女共同参画推進の取組	3
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画の期間	4
6. 計画の体系	5

## II. 大川市の男女共同参画の現状について

1. 人口等の現状	7
(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移	7
(2) 家族類型別一般世帯数の推移	8
2. 雇用・就労の現状	9
(1) 女性の年齢階級別労働力率の推移	9
(2) 雇用者の従業上の地位の状況	10
(3) 子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移	11
3. 市民意識調査から見た大川市の現状	12
(1) 固定的性別役割分担意識について	12
(2) 男女の地位の平等感について	14
(3) 職業や仕事について	15
(4) 女性の登用等について	16
(5) 女性の人権について	17
4. 事業所調査・従業員調査から見た大川市の現状	18
(1) 女性従業員にいつまで働いてほしいか	18
(2) 女性管理職が少ない理由について	19
(3) 育児・介護休業制度について	20
(4) ハラスメント対策について	21
(5) 共働き家庭での家事の分担状況	23
(6) 女性が働き続けるために必要なこと	24

## III. 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念	25
2. 計画の基本目標と基本的施策	27

---

3. 本計画とSDGsの関連性	29
4. 重点的な取組	30

## IV. 計画の内容

<b>基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透</b>	<b>33</b>
基本的施策Ⅰ 啓発活動と学習機会の充実	33
施策(1) 理解を深めるための情報収集と提供	33
施策(2) あらゆる機会を捉えての意識啓発の推進	34
基本的施策Ⅱ 男女共同参画教育の充実	36
施策(1) 学校教育における男女共同参画教育の推進	36
施策(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	37
<b>基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援</b>	<b>39</b>
基本的施策Ⅰ あらゆる暴力の根絶と被害者支援	39
施策(1) あらゆる暴力の防止	39
施策(2) DV相談体制と被害者への支援	40
施策(3) 様々なハラスメント等の防止	40
基本的施策Ⅱ 困難な状況に置かれている人への支援	42
施策(1) 高齢者・障がい者への安心・安全な生活への支援	42
施策(2) ひとり親家庭への支援	43
施策(3) 配慮を必要とする人への支援	43
基本的施策Ⅲ 生涯を通じた健康支援	44
施策(1) リプロダクティブ・ヘルス&ライツの理解促進	44
施策(2) ライフステージに応じた健康支援	45
<b>基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進</b>	<b>46</b>
基本的施策Ⅰ 政策・方針決定の場への女性参画の促進	46
施策(1) 審議会等委員への女性の登用促進	46
施策(2) 企業や地域等での女性の登用促進	47
基本的施策Ⅱ 地域における男女共同参画の推進	49
施策(1) 地域における男女共同参画推進活動の支援	49
施策(2) 地域の役員等への女性の登用促進	50
施策(3) 防災対策における男女共同参画の推進	50
<b>基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進</b>	<b>52</b>
基本的施策Ⅰ 職業生活における男女共同参画の推進	52
施策(1) 均等な雇用機会と待遇の確保	52
施策(2) 女性の職業能力向上・活用の支援	53
施策(3) 自営業における女性の就業環境の整備	53

---

基本的施策2 仕事と生活の両立への支援	55
施策(1) 男性の家事・子育てへの参画促進	55
施策(2) 仕事と子育て・介護との両立支援	56
<b>総合的な計画の推進</b>	<b>57</b>
基本的施策1 庁内推進体制の充実	57
基本的施策2 計画の進行管理と見直し	58
基本的施策3 特定事業主行動計画の推進	58
<b>■計画の成果指標</b>	<b>59</b>

## V. 参考資料

1. 大川市男女共同参画推進条例	61
2. 大川市男女共同参画審議会規則	63
3. 大川市男女共同参画推進本部設置要綱	64
4. 大川市男女共同参画審議会(兼女性活躍推進協議会)委員名簿	65
5. 諮問書	66
6. 答申書	67
7. 計画策定の経過	68
8. 関係法	
(1) 男女共同参画社会基本法	70
(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	74
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	83
(4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	89
9. 用語解説	93
*本文中(※)がついている言葉は、巻末の「用語解説」で説明しています。	
10. 担当課別事業一覧表	96



# I . 計画策定にあたって

---

1. 計画策定の趣旨
2. 計画策定の背景
3. 大川市における  
男女共同参画推進の取組
4. 計画の位置づけ
5. 計画の期間
6. 計画の体系



# I. 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、共に責任を負う社会です。1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられており、同時に、地方自治体は、基本理念に則って、男女共同参画社会の形成の促進に関して国の施策に準じた施策やその地方公共団体の区域の特性に応じた施策について策定し、推進する責務があると定められています。

2015年の国連サミットで採択されたSDGs<sup>(※)</sup>(持続可能な開発目標)は17の目標から構成されていますが、その目標の一つとして「ジェンダー<sup>(※)</sup>平等の実現」が掲げられており、国際的にもジェンダー平等に向けた取組が求められています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV(ドメスティック・バイオレンス<sup>(※)</sup>)防止法」という)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という)、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」など、男女共同参画に関連する法律の改正が行われ、性別に関わらず一人ひとりが能力や個性を十分に発揮できる社会の実現や、ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けて法整備が進められています。また、2024年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、性暴力被害やDV、生活困窮など、複合的に困難を抱えている女性に対して、「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」「男女平等」を理念として、官民が共同しての支援の枠組みを構築することが目指されています。

大川市では、2003年に「大川市男女共同参画計画」を策定して以降、意識啓発・教育、労働、企業活動、保健福祉や子育て支援など多岐にわたる施策を推進してきました。2019年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果では、固定的性別役割分担意識<sup>(※)</sup>についての認識には変化がみられましたが、その一方で、女性の社会進出、男性の子育てへの参画の推進、労働環境の整備、パートナーに対する暴力の防止など、長期的な課題は山積しており、2021年に「第3次大川市男女共同参画計画」を策定し、計画の着実な推進に取り組んできたところです。計画の中間年である2025年には市内の事業所を対象としてアンケート調査を行い、本市の事業所における男女共同参画に関する意識と現状を把握しました。

本市において、男女共同参画社会のまちづくりをより一層推進していくために、これまでの5年間の成果と課題を踏まえて「第3次計画後期計画」を策定し、広範囲にわたる施策を総合的かつ計画的に推進していくこととします。

## 2. 計画策定の背景

### (1) 国際的な動き

現在に至るまで、世界では国連を中心に様々な取組が展開されてきました。国連は、1975年を「国際婦人年」と定め、その年にメキシコで開催された「国際婦人年世界会議」では女性の自立や地位向上を目指して各国が取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。また、1976年から1985年までを「国連婦人の10年」と定め、国際的な女性の地位向上の取組が本格化することとなりました。

1979年には、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約<sup>(※)</sup> (CEDAW:女子差別撤廃条約)」が国連で採択され、日本も1985年に批准しました。

1995年に開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」、2000年に開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、女性の地位向上のために優先的に取り組むべき12の重大領域を示した「北京宣言及び行動綱領」や各国政府による実施の決意を再確認する「政治宣言」などが採択されました。その後、2005年の「第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)」や2010年の「第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)」の開催に際して、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議」における成果文書に関する実施状況の評価等が行われました。

2011年には「ジェンダー平等と女性のエンパワメント<sup>(※)</sup>のための国連機関(UNWomen)<sup>(※)</sup>」が発足し、2015年の「第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)」では、「北京宣言及び行動綱領」の実施について、加盟国の法や政策などを通じた効果的かつ加速化された取組など具体的な行動への支援を求めた「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。さらに、2020年には「第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」記念会合」が開催され、「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」が採択され、「北京宣言及び行動綱領」の履行の重要性を再確認するとともに、CEDAWの「選択的議定書」を未批准の国に、その批准を検討するよう要請がなされました。このように、国連を中心としてジェンダー平等に向けた国際的取組が行われています。

### (2) 国・県の動き

日本国内においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律<sup>(※)</sup>」(以下、「男女雇用機会均等法」という)の制定や国籍法の改正など、国内法の整備を経て、1985年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1987年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が、1992年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」が策定されるなど、ジェンダー平等に向けた取組が進められました。1994年には、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が内閣に設置されました。

1999年、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国・地方公共団体・国民の責務などが定められました。その後も、「男女雇用機会均等

法」の改正や「DV防止法」や「女性活躍推進法」の制定・改正などの取組を進められています。また、経済的困窮やDV被害・性暴力被害など、女性をめぐる課題が複雑化、複合化している状況に対応するため、女性の福祉や権利擁護を図る「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2024年に施行され、さらに、「第6次男女共同参画基本計画」が、2026年3月に策定されました。

福岡県においては、1978年に「婦人関係行政推進会議」や「婦人問題懇話会」を設置し、1980年から3次にわたる「福岡県行動計画」による取組が進められました。1996年には、男女共同参画推進の拠点施設である「福岡県女性総合センター（現男女共同参画センター）あすばる」が開館しました。2001年に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、翌2002年には条例に基づき「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。計画はその後5年ごとに策定されています。

2019年には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（以下「福岡県性暴力根絶条例」という）が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組を進めています。また、2024年には「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定するなど、ジェンダー平等の実現に向けた積極的な施策が展開されています。2026年3月には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」及び「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を一本化した「第6次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

### 3. 大川市における男女共同参画推進の取組

大川市では、国や福岡県の動きに合わせ、1995年に女性政策の担当部署を設置し、本格的な取組を始めました。2001年には市長を本部長とする「大川市男女共同参画推進本部」を、2002年には有識者や市民公募委員で組織される「大川市男女共同参画推進協議会」を設置し、男女共同参画社会の実現に向けて推進体制の整備を行いました。

2003年には大川市男女共同参画推進協議会からの「大川市における男女共同参画の促進に関する提言」を受けて「大川市男女共同参画計画」を策定しています。その後、2007年には「大川市男女共同参画計画後期実施計画」、2011年には「第2次大川市男女共同参画計画」、2016年には「第2次大川市男女共同参画計画後期実施計画」を策定し、大川市における男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組んできました。

2018年には「大川市男女共同参画推進条例」を施行するとともに、それまでの「大川市男女共同参画推進協議会」を廃止し、市の附属機関としての位置づけをもった「大川市男女共同参画審議会」を新しく設置しました。

また、同年には女性活躍推進法を踏まえた「女性大活躍推進宣言」を行い、女性管理職比率の目標達成を目指すとともに、2020年には「イクボス宣言」を行い、男性の育児休業取得の推進を図り、さらに、2021年には子育てに関する支援等をワンストップで提供することを目的とした子育て支援総合施設を開設し、子育てしやすい環境を整えることで女性の活躍、社会進出を後押しできるように取り組んでいます。

## 4. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、以下の法律に基づく計画として位置づけます。
- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、また、2018年に施行された「大川市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画として位置づけます。
  - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村計画の内容を含むものであり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画としても位置づけます。さらに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。
- (2) 本計画は、2025年に策定された「大川市第6次総合計画後期基本計画」のまちづくりビジョン「人 創造・共生・共創」を基本として、誰もが生きがいを見つけ「ずっと大川ずっと大川」を感じられるまちづくりを実現するための計画として基本計画「⑩人権・男女共同参画」の主な取組として位置づけられています。
- また、SDGsの視点を踏まえて取り組むものです。
- (3) 本計画は、「大川市男女共同参画審議会」による重点施策に対する意見を受けて、審議会との協働・連携を強化し、市民の考えや意見を尊重して策定したものです。行政と市民・地域・事業主等が協働・連携し、一体となって大川市の男女共同参画推進に取り組むための総合的な指針となるものです。

## 5. 計画の期間

本計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間となっています。中間年である2025年度に実施した市内事業所及び従業員調査結果と、前期計画に掲げた施策・事業の達成状況等をふまえて見直しを行い、2026年度から2030年度までを「後期計画」の期間とします。

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
前期計画期間									
					後期計画期間				
年度ごとに実施状況の把握・点検									

## 6. 計画の体系

I

計画策定にあたって

基本理念	基本目標	基本的施策	施策
男女が尊重し合い、共に活躍できる社会の実現	I 男女共同参画意識の浸透 (条例の基本理念①、②、④、⑤)	1. 啓発活動と学習機会の充実	(1)理解を深めるための情報収集と提供 (2)あらゆる機会を捉えての意識啓発の推進
		2. 男女共同参画教育の充実	(1)学校教育における男女共同参画教育の推進 (2)男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
	II 男女の人権尊重・擁護と健康支援 (条例の基本理念②、④、⑤)	1. あらゆる暴力の根絶と被害者支援 (大川市DV防止計画)	(1)あらゆる暴力の防止 (2)DV相談体制と被害者への支援 (3)様々なハラスメント等の防止
		2. 困難な状況に置かれている人への支援 (困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)	(1)高齢者・障がい者への安心・安全な生活への支援 (2)ひとり親家庭への支援 (3)配慮を必要とする人への支援
		3. 生涯を通じた健康支援	(1)リプロダクティブ・ヘルス&ライツの理解促進 (2)ライフステージに応じた健康支援
	III あらゆる分野への男女共同参画の促進 (条例の基本理念①、②、③、④)	1. 政策・方針決定の場への女性参画の促進	(1)審議会等委員への女性の登用促進 (2)企業や地域等での女性の登用促進
		2. 地域における男女共同参画の推進	(1)地域における男女共同参画推進活動の支援 (2)地域の役員等への女性の登用促進 (3)防災対策における男女共同参画の推進
		1. 職業生活における男女共同参画の推進	(1)均等な雇用機会と待遇の確保 (2)女性の職業能力向上・活用の支援 (3)自営業における女性の就業環境の整備
	IV 男女が共に参画する労働環境の推進 (条例の基本理念①、③、④、⑥) (大川市女性活躍推進計画)	2. 仕事と生活の両立への支援	(1)男性の家事・子育てへの参画促進 (2)仕事と子育て・介護との両立支援
		1. 庁内推進体制の充実	
	総合的な計画の推進	2. 計画の進行管理と見直し	
		3. 特定事業主行動計画の推進	



## Ⅱ. 大川市の男女共同参画 の現状について

---

1. 人口等の現状
2. 雇用・就労の現状
3. 市民意識調査から見た大川市の現状
4. 事業所調査・従業員調査から見た  
大川市の現状



# Ⅱ. 大川市の男女共同参画の現状について

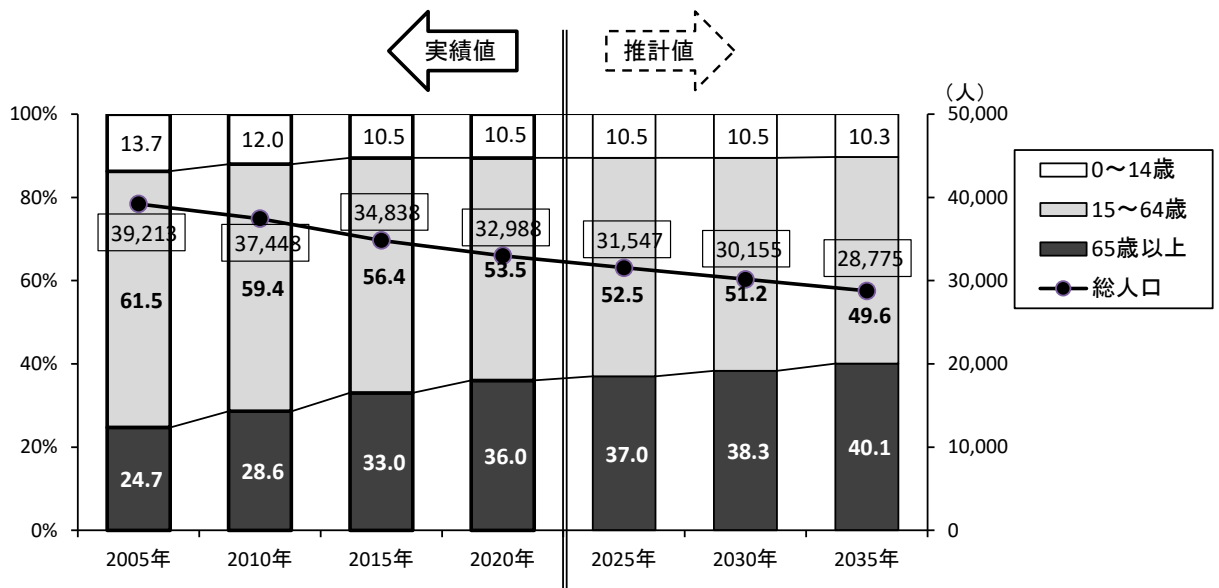
## 1. 人口等の現状

### (1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

国勢調査による大川市の総人口は、2005年は39,213人でしたが、2010年は37,448人、2015年は34,838人、2020年には32,988人と徐々に減少しており、2025年以降の人口推計でも31,547人から2030年の30,155人と減少傾向が続いて、2035年には28,775人と3万人を下回ると見込まれています。

年齢3区分別人口の割合をみると、本市の老年人口（65歳以上）は2005年の24.7%から2020年には36.0%と大きく増加し、2035年には約4割まで増加すると推計されており、本市の高齢化が進行していくとみられます。一方、年少人口（0～14歳）は、2005年の13.7%から2020年の10.5%と減少していますが、2025年以降はほぼ同程度で推移していくと推計されています。

図表 2-1-1 年齢区分別人口の推移と将来推計



	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
0～14歳	5,379	4,488	3,668	11,791	3,325	3,155	2,965
15～64歳	24,130	22,236	19,579	17,544	16,554	15,444	14,269
65歳以上	9,701	10,698	11,456	3,451	11,668	11,556	11,540
総人口	39,213	37,448	34,838	32,988	31,547	30,155	28,775

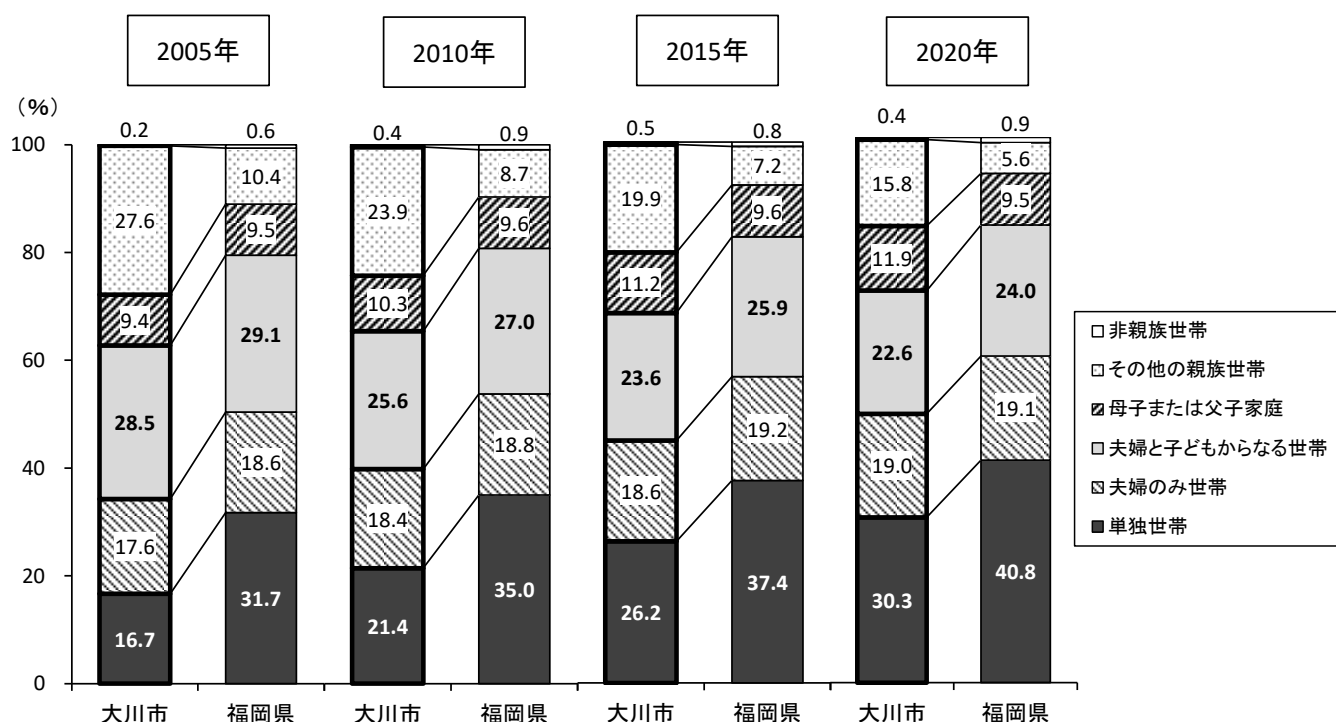
資料：各年国勢調査（総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない）  
 2025～2035年は、大川市第6次総合計画後期基本計画（第3期大川市まち・ひと・しごと創生総合戦略）に伴う総人口から社人研推計上の割合を使って年齢層ごとの人口を算出

## (2) 家族類型別一般世帯数(家族形態)の推移

家族類型別一般世帯数の推移をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」と3世代や4世代世帯などの「その他の親族世帯」は2005年にはそれぞれ 28.5%、27.6%でしたが、2020年には前者が5.9ポイント、後者が11.8ポイント減少しています。一方、「単独世帯」は13.6ポイント、「母子または父子家庭」は2.5ポイント増加しており、大川市においても世帯規模が縮小する傾向がみられます。

福岡県と比較すると、大川市では「その他の親族世帯」は10.2ポイント高く、単独世帯は10.5ポイント低くなっています。また、「母子または父子家庭」は福岡県よりもやや高くなっています。

図表 2-1-2 家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)



	2005年		2010年		2015年		2020年	
	大川市	福岡県	大川市	福岡県	大川市	福岡県	大川市	福岡県
総数	12,139	1,984,662	12,545	2,103,383	12,668	2,192,369	12,889	2,308,878
単独世帯	2,025	630,031	2,688	736,339	3,318	820,806	3,910	942,993
夫婦のみ世帯	2,135	369,671	2,304	394,489	2,359	420,249	2,447	440,763
夫婦と子どもからなる世帯	3,458	578,203	3,211	567,730	2,989	567,372	2,911	553,879
母子または父子家庭	1,145	188,084	1,294	201,217	1,416	209,529	1,529	219,324
その他の親族世帯	3,352	206,523	2,992	183,962	2,525	156,857	2,039	130,349
非親族世帯	24	12,150	56	19,646	61	17,556	53	21,570

※世帯の家族類型「不詳」除く

資料：各年国勢調査

(注) 一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

- 親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。  
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます。
  - 非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいない世帯。
  - 単独世帯：世帯員が1人の世帯。
- 今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

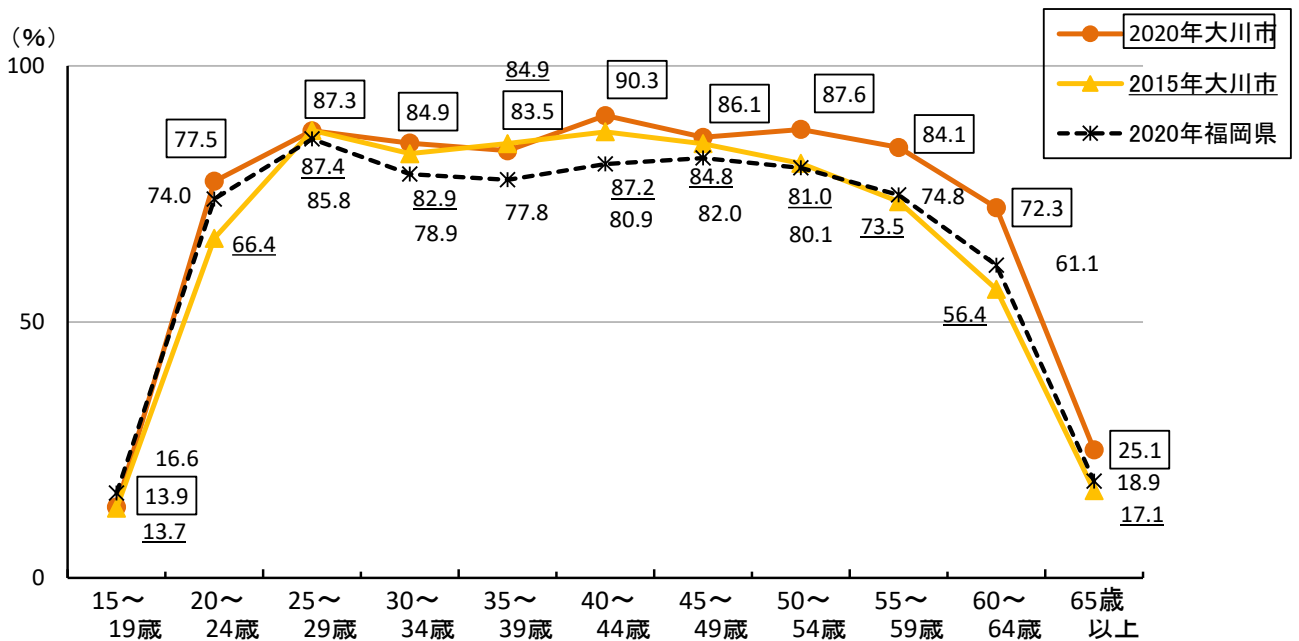
## 2. 雇用・就労の現状

### (1) 女性の年齢階級別労働力率の推移

2020年の大川市の女性の年齢別就業状況をみると、25～29歳は87.3%ですが、30～34歳では84.9%、35～39歳では83.5%とやや下がり、40～44歳では90.3%と上昇しています。大川市においては、結婚や出産をきっかけに仕事を辞め、子育てが一段落したら就業をするM字型の就業傾向がみられるものの解消されつつあります。

福岡県と比較すると、大川市の25歳から54歳までの女性の就業率は8割を超えて高くなっており、その他の年代においても女性の労働力率が高くなっています。

図表 2-2-1 女性の年齢階級別労働力率の推移(福岡県比較)



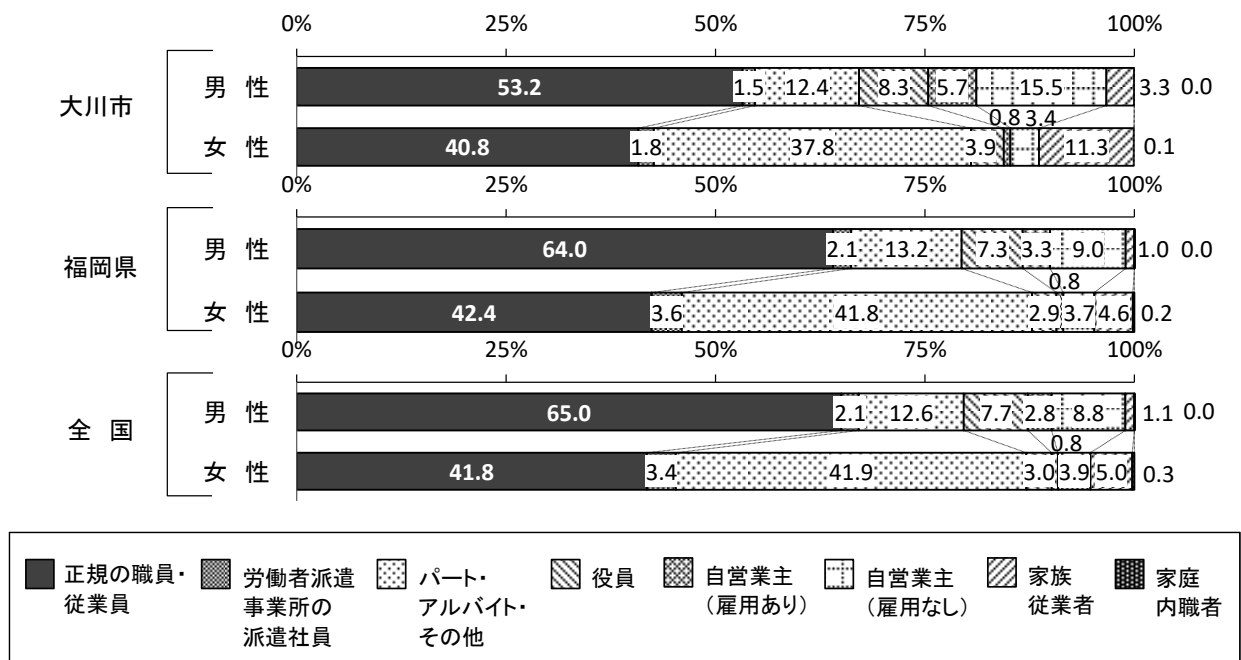
資料：国勢調査

## (2)雇用者の従業上の地位の状況

雇用者の従業上の地位をみると、男女とも「正規の職員・従業員」が最も多くなっていますが、女性は男性に比べて12.4ポイント低くなっています。男性では、「自営業主（雇用なし）」が15.5%で2番目に多く、次いで「パート、アルバイト、その他」が12.4%となっています。女性では「パート、アルバイト、その他」が37.8%で2番目に多く、また、男性に比べて25.4ポイント高くなっています。

福岡県や県と比較すると、大川市では男性の「正規の職員・従業員」の割合が低く、「自営業主（雇用なし）」が高くなっています。また、女性では「パート、アルバイト、その他」がやや低く、「家族従業者」が高くなっています。

図表 2-2-2 雇用者の従業上の地位(全国、福岡県比較)



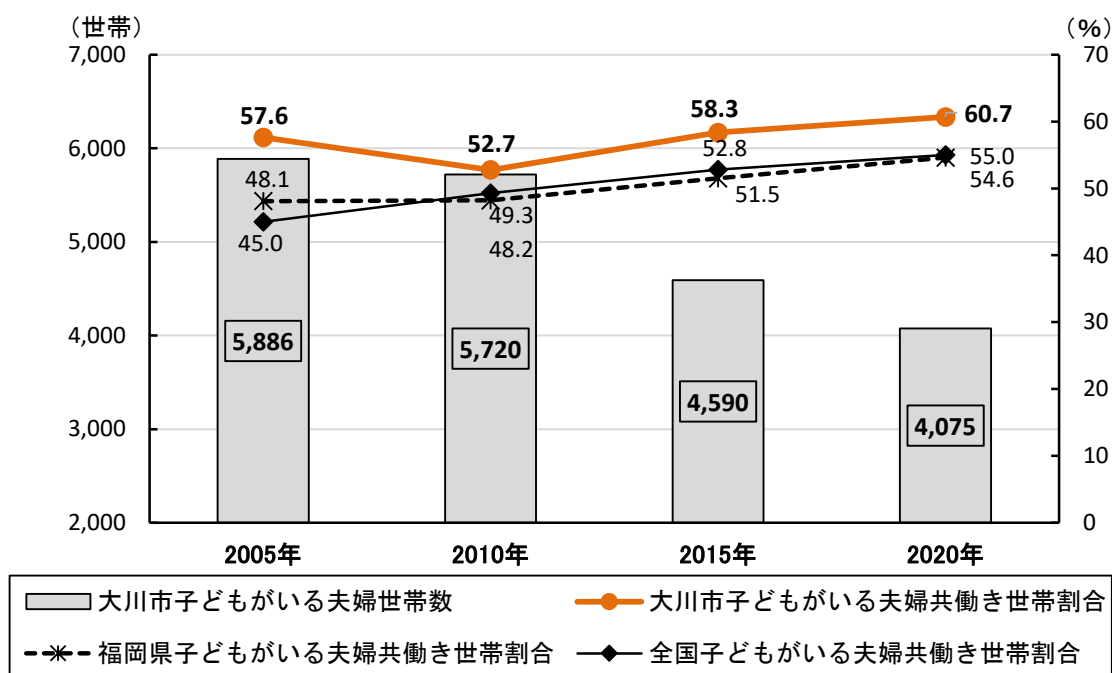
資料：2020年国勢調査

### (3)子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移

子どもがいる夫婦の世帯数は、大川市では2005年から低下傾向が続いています。しかし、子どもがいる夫婦の共働き世帯の割合は、2005年から2010年にかけては低下したものの、その後は上昇しており、子どもがいる夫婦の約6割が共働きとなっています。

全国や福岡県でも子どもがいる夫婦の共働き世帯の割合は上昇傾向がみられますが、大川市は全国や福岡県に比べて共働きの割合が高くなっています。

図表 2-2-3 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移(全国、福岡県比較)



資料：各年国勢調査

### 3. 市民意識調査から見た大川市の現状

市民の男女平等に関する意識と実態を把握し、今後の施策検討の基礎資料を得ることを目的として、2019年に市民意識調査を実施しました。

#### ◆調査概要

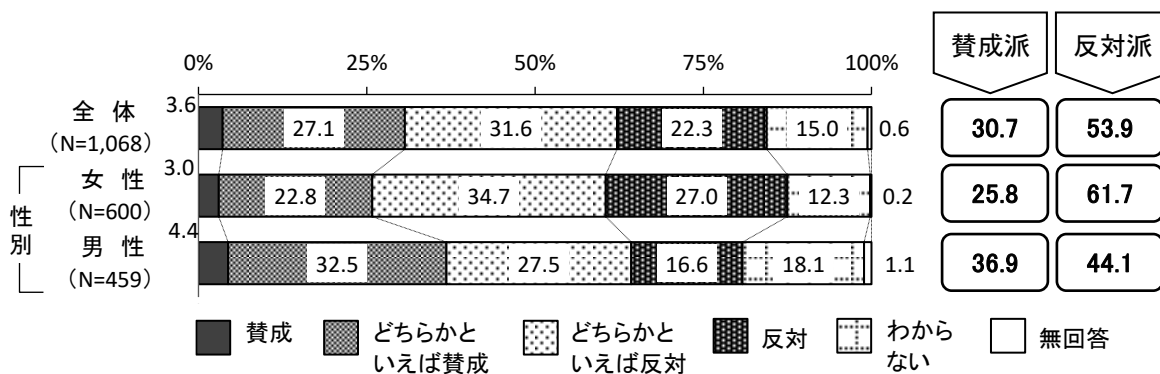
- (1) 調査地域 大川市内全域
- (2) 調査対象者 大川市内に居住する20歳以上の男女2,000人を無作為抽出
- (3) 有効回収数 1,068件(有効回収率53.4%)
- (4) 抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出
- (5) 調査方法 区長による配布 郵送による回収
- (6) 調査時期 2019年11月29日(金)配布  
2019年12月1日(日)～12月16日(月)回収

#### (1) 固定的性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」といういわゆる固定的性別役割分担意識については、『反対派』が53.9%、『賛成派』が30.7%で、『反対派』が『賛成派』を大幅に上回っています。

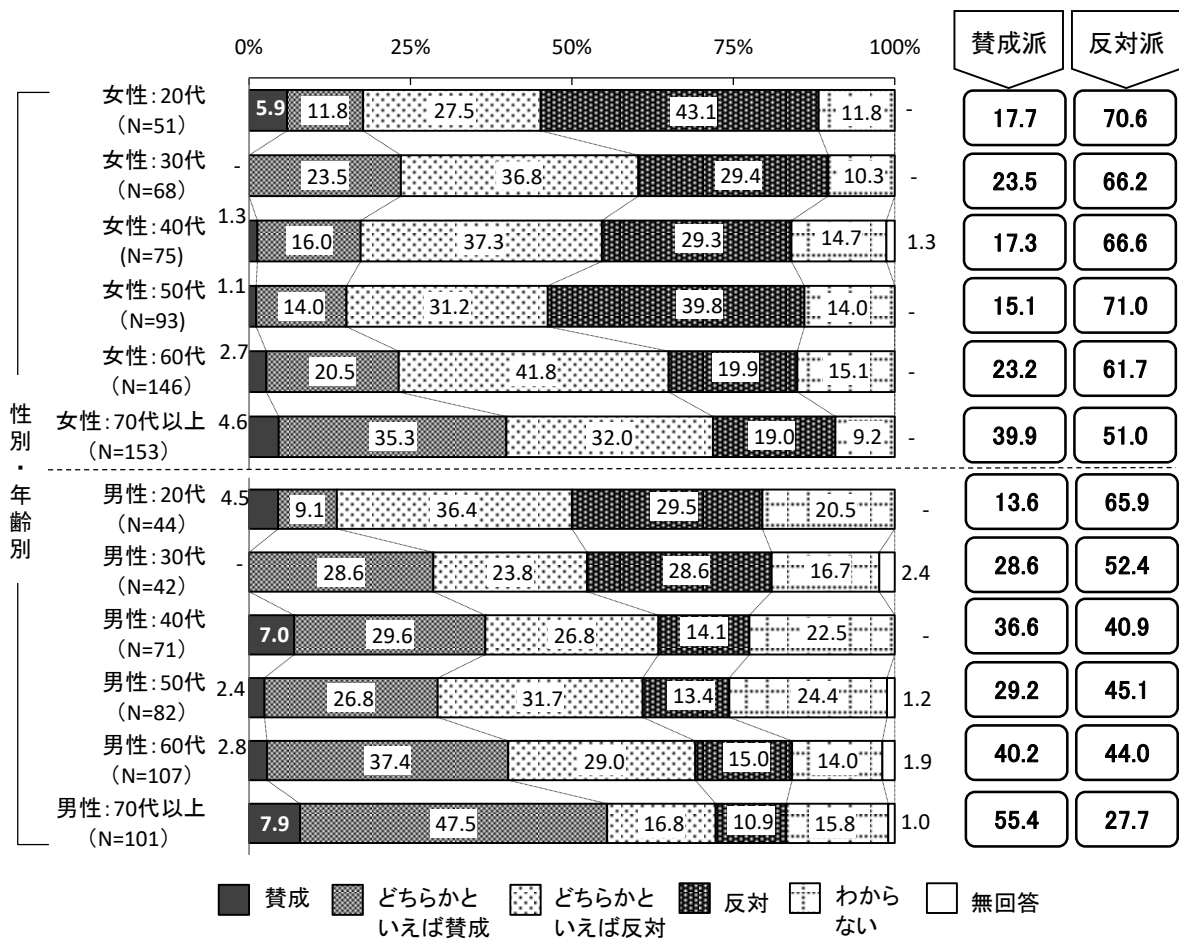
性別・年代別にみると、男女ともに年代の若い層で『反対派』が高く、年代の高い層で『賛成派』が高くなる傾向がみられます。

図表 2-3-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別]



注: 『賛成派』は、「賛成」+「どちらかといえば賛成」の合計  
『反対派』は、「反対」+「どちらかといえば反対」の合計

図表 2-3-2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[性別、年代別]

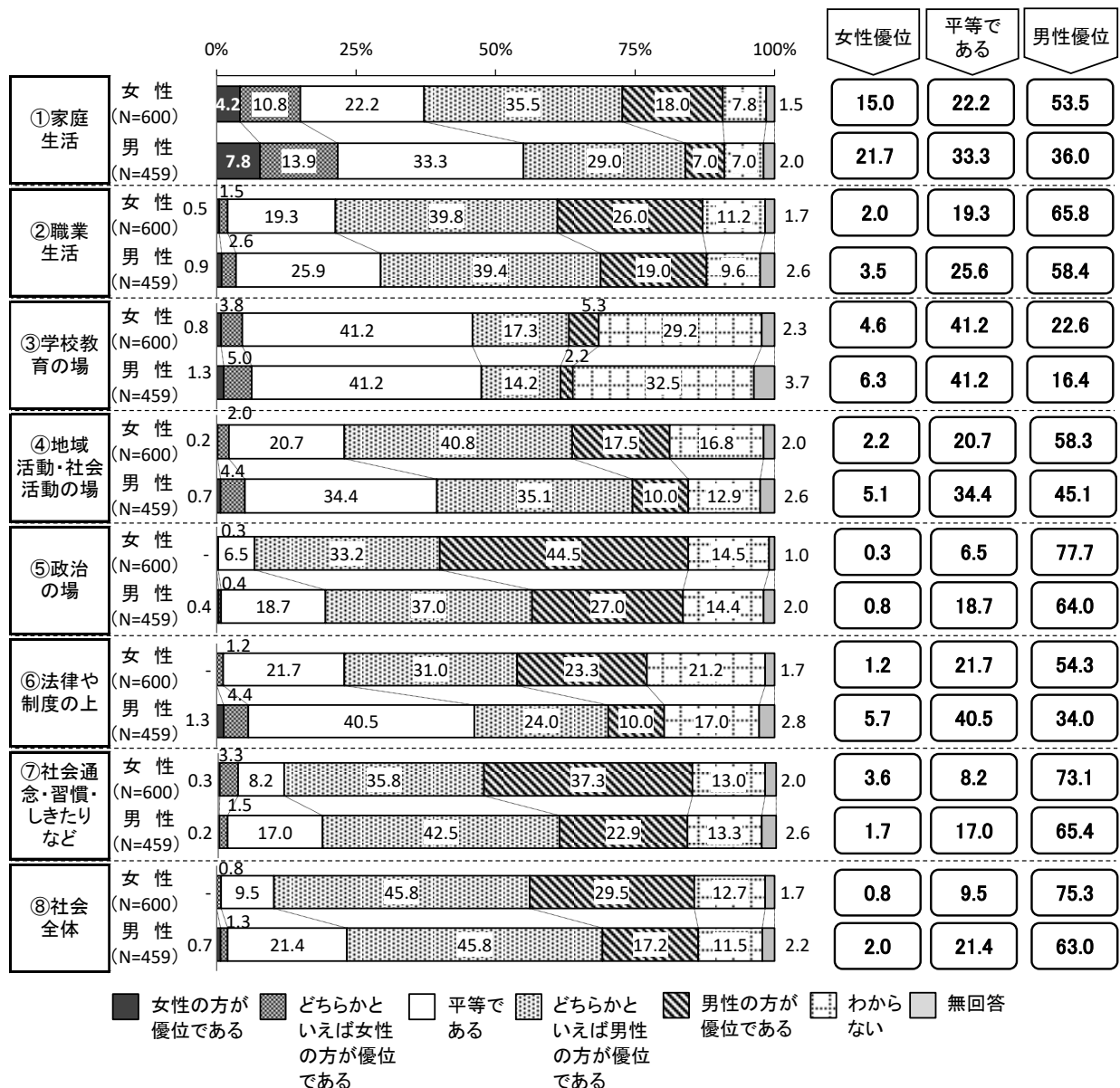


注: 『賛成派』は、「賛成」+「どちらかといえば賛成」の合計  
 『反対派』は、「反対」+「どちらかといえば反対」の合計

## (2)男女の地位の平等感について

家庭や職場、地域活動など社会の様々な場面での男女の地位の平等感について性別にみた場合、「学校教育」では男女とも、「法律や制度の上」は男性で「平等」が最も高くなっていますが、それ以外の項目については『男性優位』の割合が「平等」を上回っています。特に、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で『男性優位』が男女ともに7割を超えて高くなっています。また、すべての分野で女性は男性よりも『男性優位』と感じています。

図表 2-3-3 男女の地位の平等感[性別]

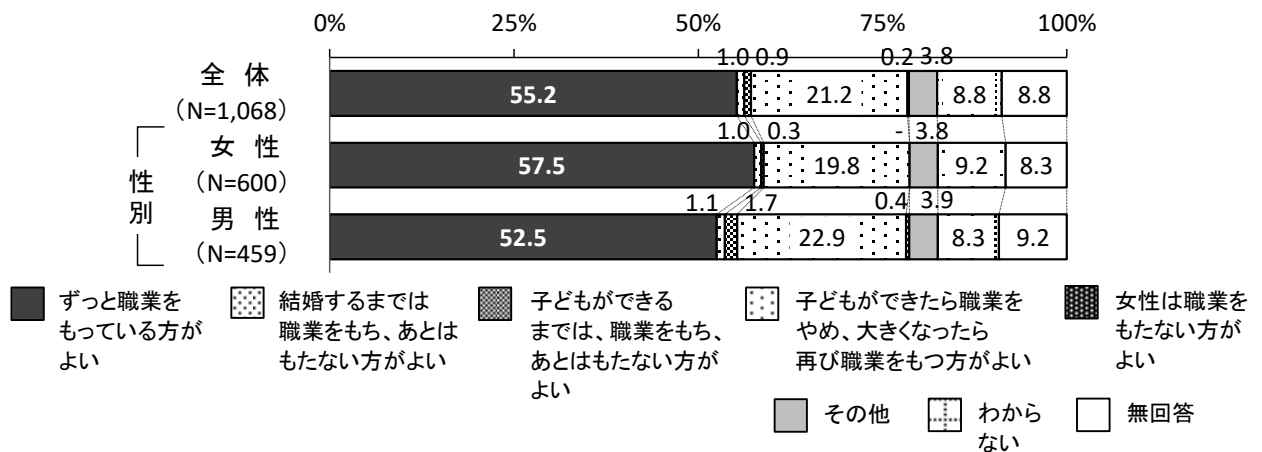


注: 『女性優位』は、「女性の方が優位である」+「どちらかといえば女性の方が優位である」の合計  
 『男性優位』は、「男性の方が優位である」+「どちらかといえば男性の方が優位である」の合計

### (3) 職業や仕事について

一般的に女性が職業をもつことについての考え方としては、「ずっと職業をもっている方がよい」が5割台半ばで最も高く、男女とも女性が結婚や出産に関わらず就業継続することが望ましいと考えています。次いで、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が2割強となっており、結婚や出産以降は専業主婦になることが望ましいとする回答はわずかとなっています。

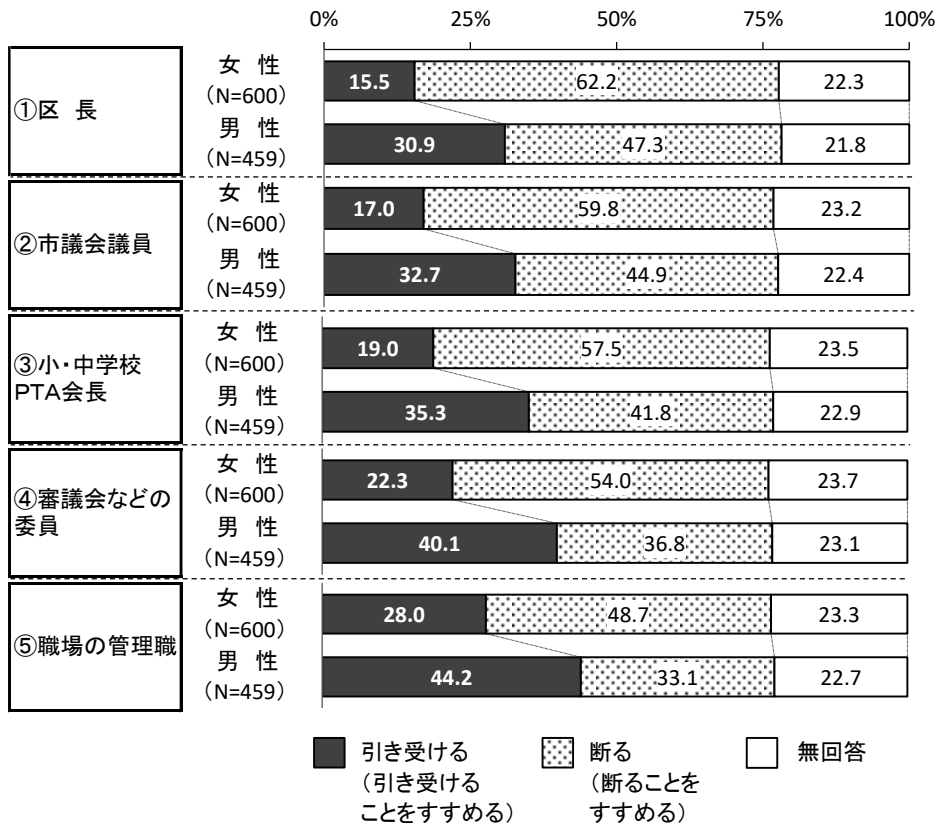
図表 2-3-4 女性が職業をもつことについての考え方[全体、性別]



#### (4) 女性の登用等について

「区長」や「市議会議員」などの役職に女性（男性の場合は妻）が推薦された場合に引き受けるか（引き受けることをすすめるか）については、いずれの役職も女性の方が「断る」の割合が男性より高く、女性自身が役職を引き受けることに消極的な傾向がみられます。「職場の管理職」に関しては、女性の3割弱、男性の4割台半ばが「引き受ける（引き受けることをすすめる）」と回答しており、比較的高くなっています。

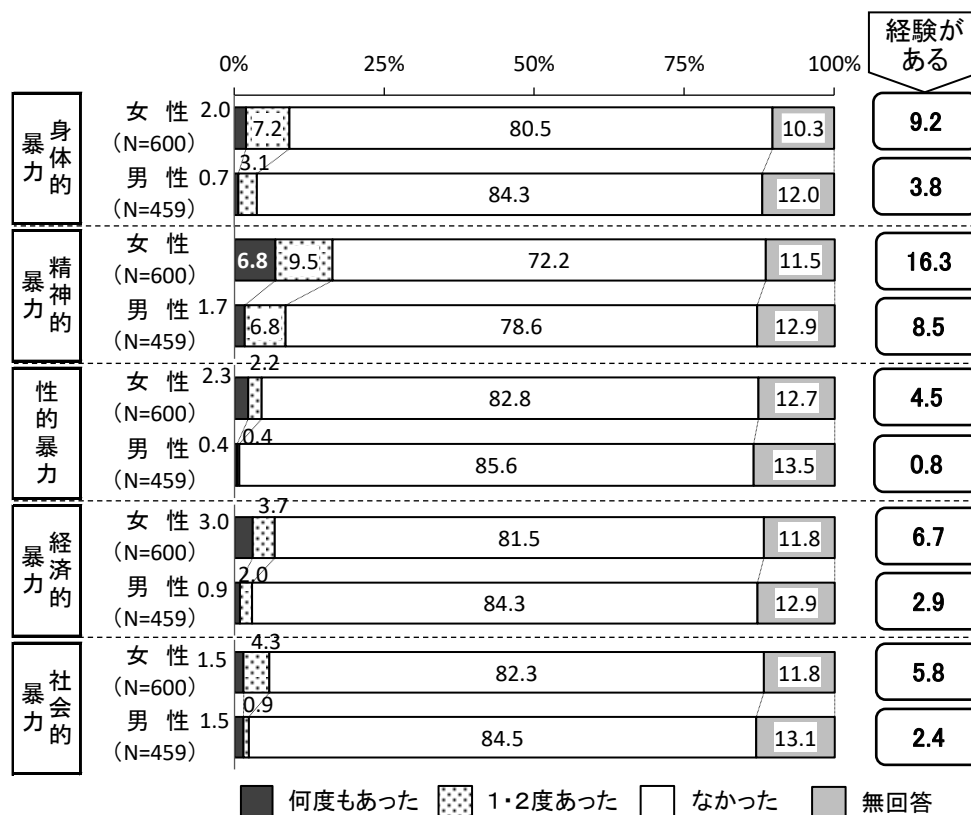
図表 2-3-5 役職に女性が推薦された場合の対応[性別]



### (5) 女性の人権について

ここ5年間くらいに配偶者や交際相手から、「なぐる」「ける」などの身体的暴力、「人格を否定するような暴言を吐く」などの精神的暴力、「いやがっているのに性的な行為を強要する」などの性的暴力、「生活費などの必要なお金を渡さない」などの経済的暴力、「身内や友達とのつきあいや外出を制限する」などの社会的暴力のいずれかを受けた『経験がある』人は、女性で約5%から16%、男性で約1%から9%で、女性の経験率が高くなっています。また、男女とも精神的暴力の経験率が最も高くなっていますが、女性では身体的暴力を1割近くが経験しています。

図表 2-3-6 配偶者や交際相手からの暴力の経験の有無(まとめ)[性別]



注: 『経験がある』は、「1・2度あった」+「何度もあった」の合計

## 4. 事業所調査・従業員調査から見た大川市の現状

大川市の事業所と従業員の意識と実態を把握し、後期計画で進める施策検討の基礎資料を得ることを目的として、2025年に事業所調査と従業員調査を実施しました。

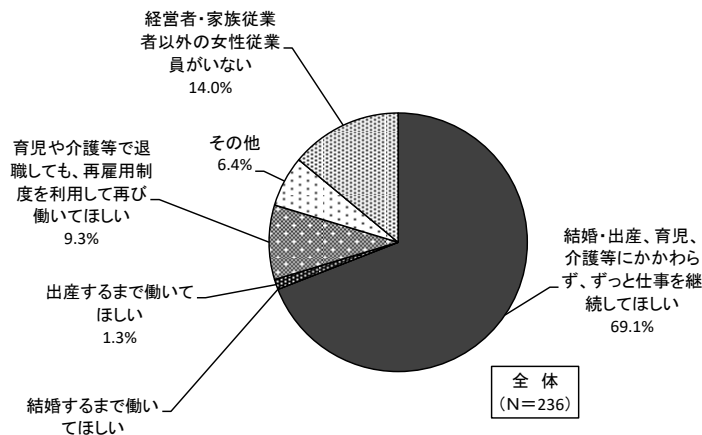
### ◆調査概要

- (1) 調査地域 大川市内全域
- (2) 調査対象者 ○事業所調査 835社 ○従業員調査 4,350名
- (3) 有効回収数 ○事業所調査 有効回答数236社(回答率28.3%)  
従業員数2~9人以下の500社中119社(回答率23.8%)、  
従業員数10人以上の335社中117社(回答率34.9%)  
○従業員調査 有効回答数405人(回答率9.3%)  
従業員数2~9人以下の1,000人中46人(回答率4.6%)、  
従業員数10人以上の3,350人中359人(回答率10.7%)
- (4) 抽出方法 市内の事業所の中から無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送による配布、オンライン回答
- (6) 調査時期 2025年8月20日~8月31日

### (1)女性従業員にいつまで働いてほしいか【事業所調査】

女性従業員にいつまで働き続けてほしいと思うかでは、「結婚・出産、育児、介護等にかかわらず、ずっと仕事を継続してほしい」が69.1%と最も高くなっています。単独事業所でも「結婚・出産、育児、介護等にかかわらず、ずっと仕事を継続してほしい」が61.1%で最も高いですが、「経営者・家族従業員以外の女性従業員がいない」が21.5%とやや高くなっています。  
※単独事業所とは、他の場所に同一経営の本社や支社、支店などを持たない事業所のこと。今回調査では回答事業所の63.1%を占めるため、一部の項目について単独事業所の数値を参考資料として掲載する。

図表 2-4-1 女性従業員にいつまで働き続けてほしいか【全体】【事業所調査】



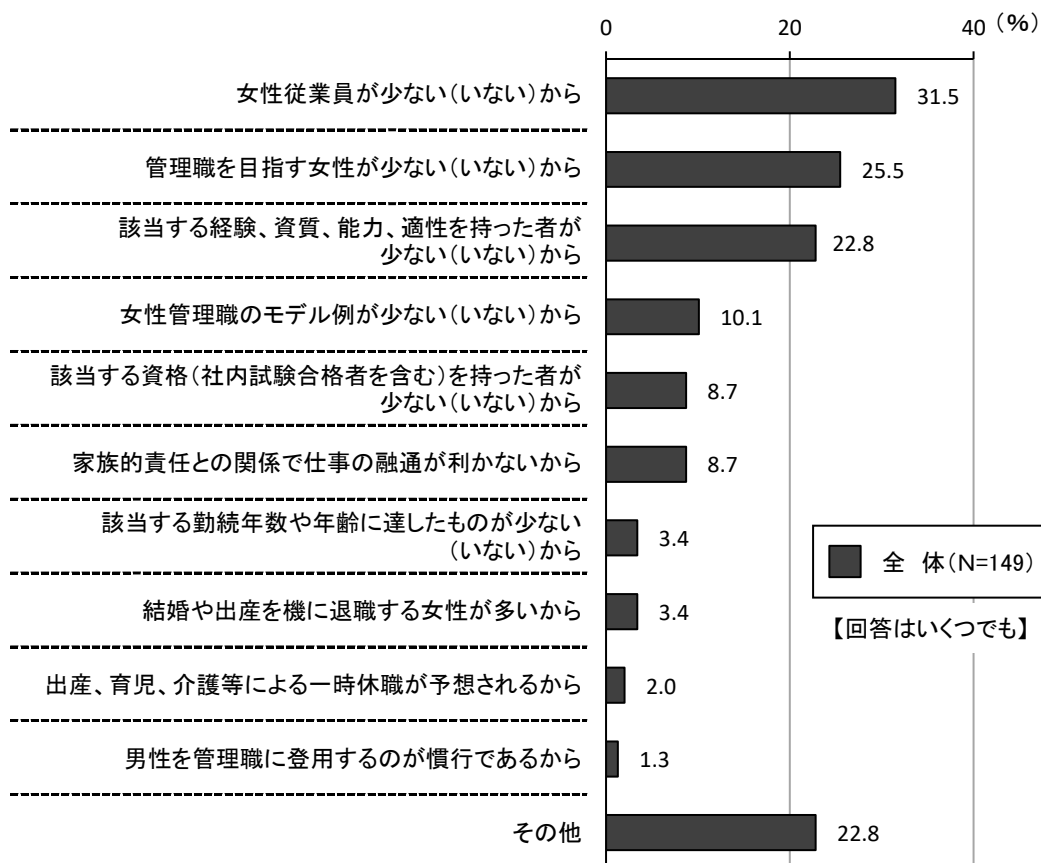
#### 《単独事業所(N=149)》

結婚・出産、育児、介護等にかかわらず、ずっと仕事を継続してほしい	結婚するまで働いてほしい	出産するまで働いてほしい	育児や介護等で退職しても、再雇用制度を利用して再び働いてほしい	その他	経営者・家族従業員以外の女性従業員がいない
61.1%	-	2.0%	7.4%	8.1%	21.5%

## (2) 女性管理職が少ない理由について【事業所調査】

女性管理職の割合が25%未満の事業所に、女性管理職が少ない理由をたずねたところ、「女性従業員が少ない(いない)から」が31.5%と最も高く、次いで「管理職を目指す女性が少ない(いない)から」が25.5%、「該当する経験、資質、能力、適性を持った者が少ない(いない)から」が22.8%などとなっています。「その他」が22.8%では、内容として「事業所規模が小さい」「従業員が少ない」などがあげられています。

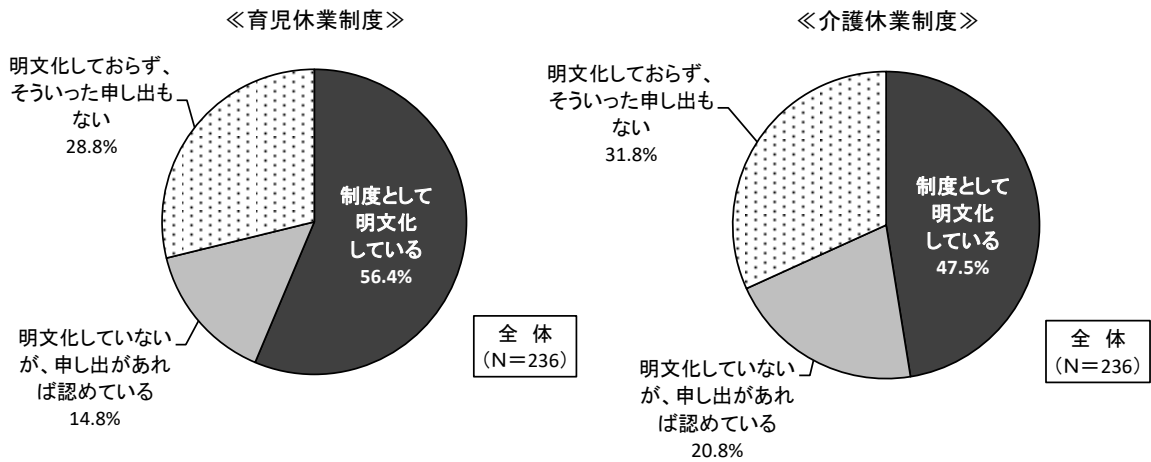
図表 2-4-2 女性管理職が少ない理由[全体]【事業所調査】



### (3) 育児・介護休業制度について【事業所調査】

就業規則などに育児・介護休業制度の規定があるかどうかたずねたところ、育児休業制度は「制度として明文化している」が56.4%、介護休業制度が47.5%となっています。「明文化していないが、申し出があれば認めている」は育児休業制度が14.8%、介護休業制度が20.8%、「明文化しておらず、そういった申し出もない」は育児休業制度が28.8%、介護休業制度が31.8%となっています。単独事業所では、「制度として明文化している」が3割台半ばから4割程度と低く、「明文化しておらず、そういった申し出もない」が約4割と高くなっています。

図表 2-4-3 育児・介護休業制度の規定の有無[全体]【事業所調査】



《単独事業所(N=149)》

	制度として明文化している	明文化していないが、申し出があれば認めている	明文化しておらず、そういった申し出もない
育児休業制度	40.9%	18.1%	40.9%
介護休業制度	34.9%	22.1%	43.0%

図表 2-4-4 育児・介護休業制度を利用(取得)した従業員の人数[全体]

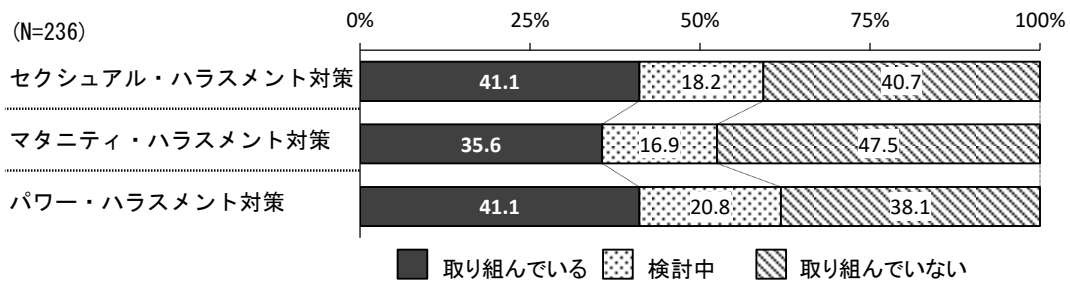
		女性	男性
育児	令和6年度中に出産した女性従業員	132人	令和6年度中に配偶者が出産した男性従業員 66人
	うち 育児休業を取得した女性従業員	129人	うち 育児休業を取得した男性従業員 32人
	取得率	97.7%	取得率 48.5%
介護	令和6年度中に介護休業を取得した女性従業員	7人	令和6年度中に介護休業を取得した男性従業員 5人

令和6年度中(令和6年4月1日から令和7年3月31日)に育児休業制度を利用(取得)した人数については、本人が出産した女性従業員は132人、そのうち育児休業を取得した従業員は129人で、取得率は97.7%となっています。配偶者が出産した男性従業員は66人、そのうち育児休業を取得した男性従業員は32人で、取得率は48.5%となっています。介護休業制度では、女性従業員の取得が7人、男性従業員が5人でした。

## (4) ハラスメント対策について【事業所調査】

「セクシュアル・ハラスメント<sup>(※)</sup>対策」に「取り組んでいる」は41.1%、「取り組んでいない」も40.7%となっています。「マタニティ・ハラスメント対策」に「取り組んでいる」は35.6%で、「取り組んでいない」が47.5%と「取り組んでいない」事業所の方が多い結果でした。「パワー・ハラスメント対策」では「取り組んでいる」が41.1%、「取り組んでいない」が38.1%となっています。単独事業所では、「取り組んでいる」の割合が2割台半ばから3割程度と低く、「取り組んでいない」が約5割から6割と高くなっています。

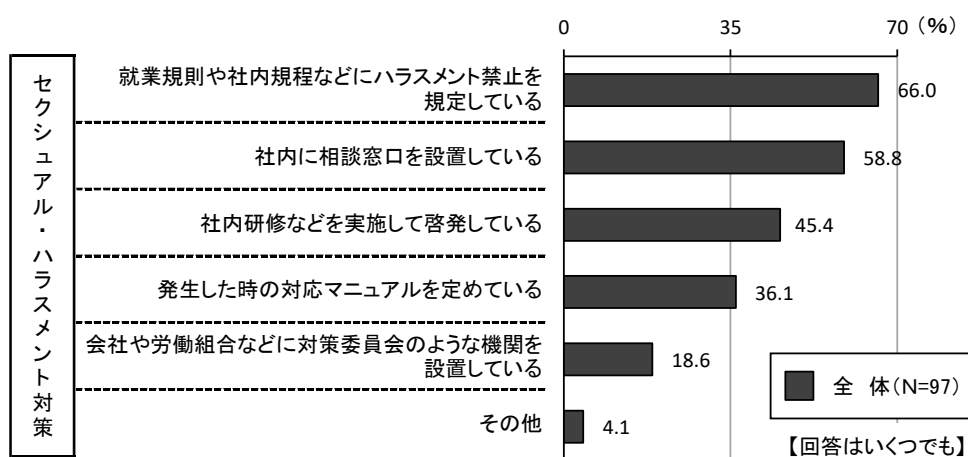
図表 2-4-5 ハラスメントに対する取組状況[全体]【事業所調査】

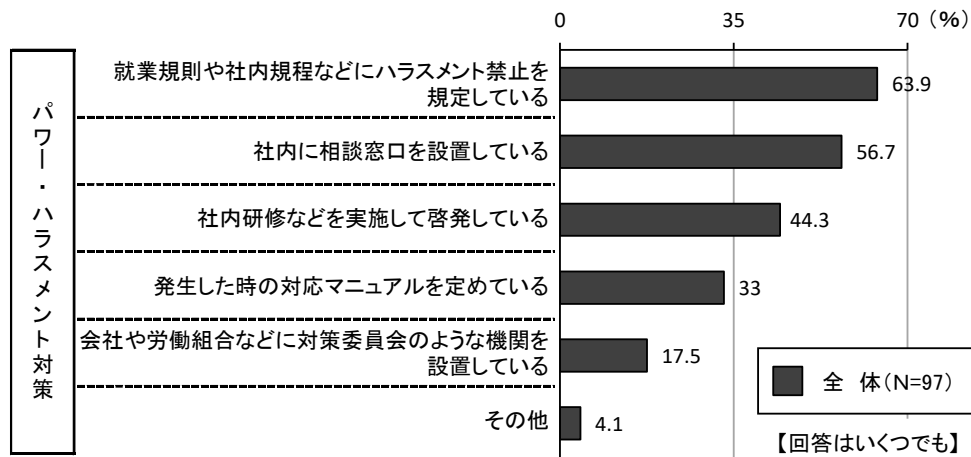
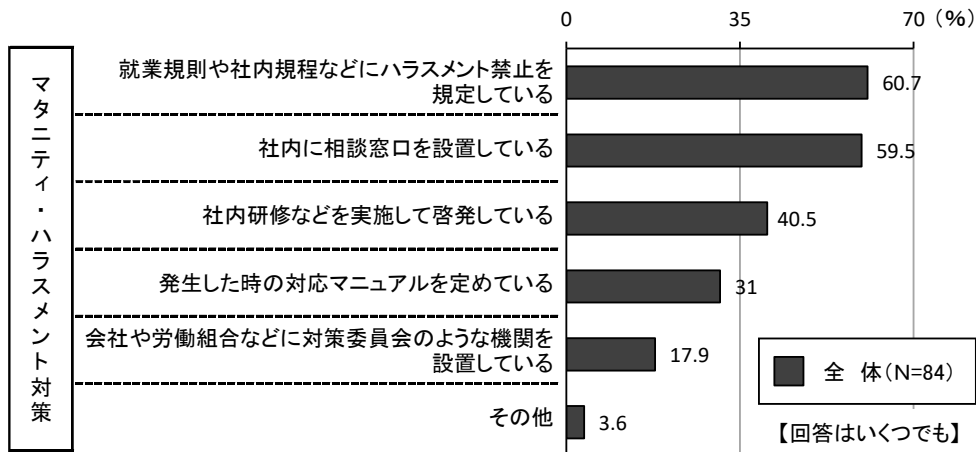


《単独事業所(N=149)》

	取り組んでいる	検討中	取り組んでいない
セクシュアル・ハラスメント対策	30.2%	16.8%	53.0%
マタニティ・ハラスメント対策	24.8%	13.4%	61.7%
パワー・ハラスメント対策	30.2%	20.1%	49.7%

図表 2-4-6 ハラスメントに対する取組内容[全体]【事業所調査】



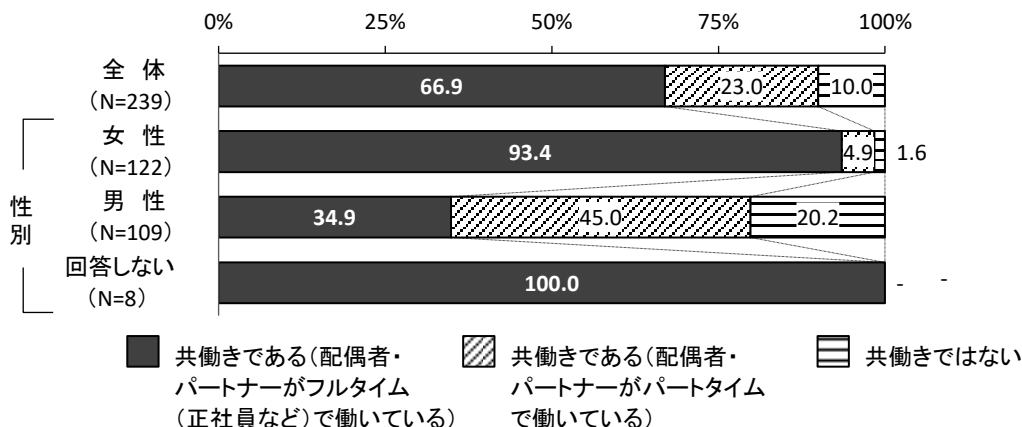


各ハラスメントとも「就業規則や社内規程などにハラスメント禁止を規定している」や「社内に相談窓口を設置している」の取組が各々6割前後で多くなっています。「社内研修などを実施して啓発している」が4割台、「発生した時の対応マニュアルを定めている」が3割台、「会社や労働組合などに対策委員会のような機関を設置している」は1割台となっています。

(5) 共働き家庭での家事の分担状況【従業員調査】

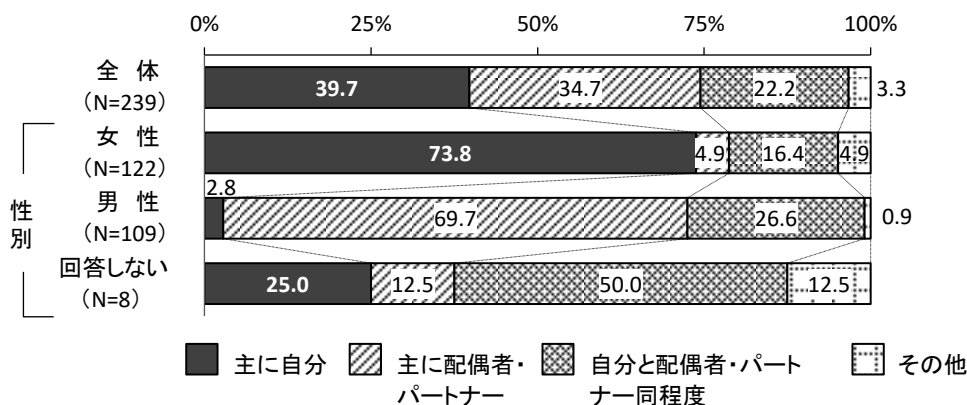
共働きの状況を見ると、女性は「共働きである（配偶者・パートナーがフルタイム（正社員など）で働いている）」が93.4%と最も多くなっています。男性では「共働きである（配偶者・パートナーがパートタイムで働いている）」が45.0%、「共働きである（配偶者・パートナーがフルタイム（正社員など）で働いている）」が34.9%、「共働きでない」が20.2%となっています。

図表 2-4-7 共働きの状況[全体、性別][全体]【従業員調査】



家庭における炊事、掃除、洗濯などの家事の担当については、女性では「主に自分」が73.8%と最も高く、一方男性は「主に配偶者・パートナー」が69.7%と、共働き家庭での7割前後が家事の担当は主に女性の役割となっています。「自分と配偶者・パートナー同程度」は女性が16.4%、男性は26.6%と男性の方が10.2ポイント高くなっています。

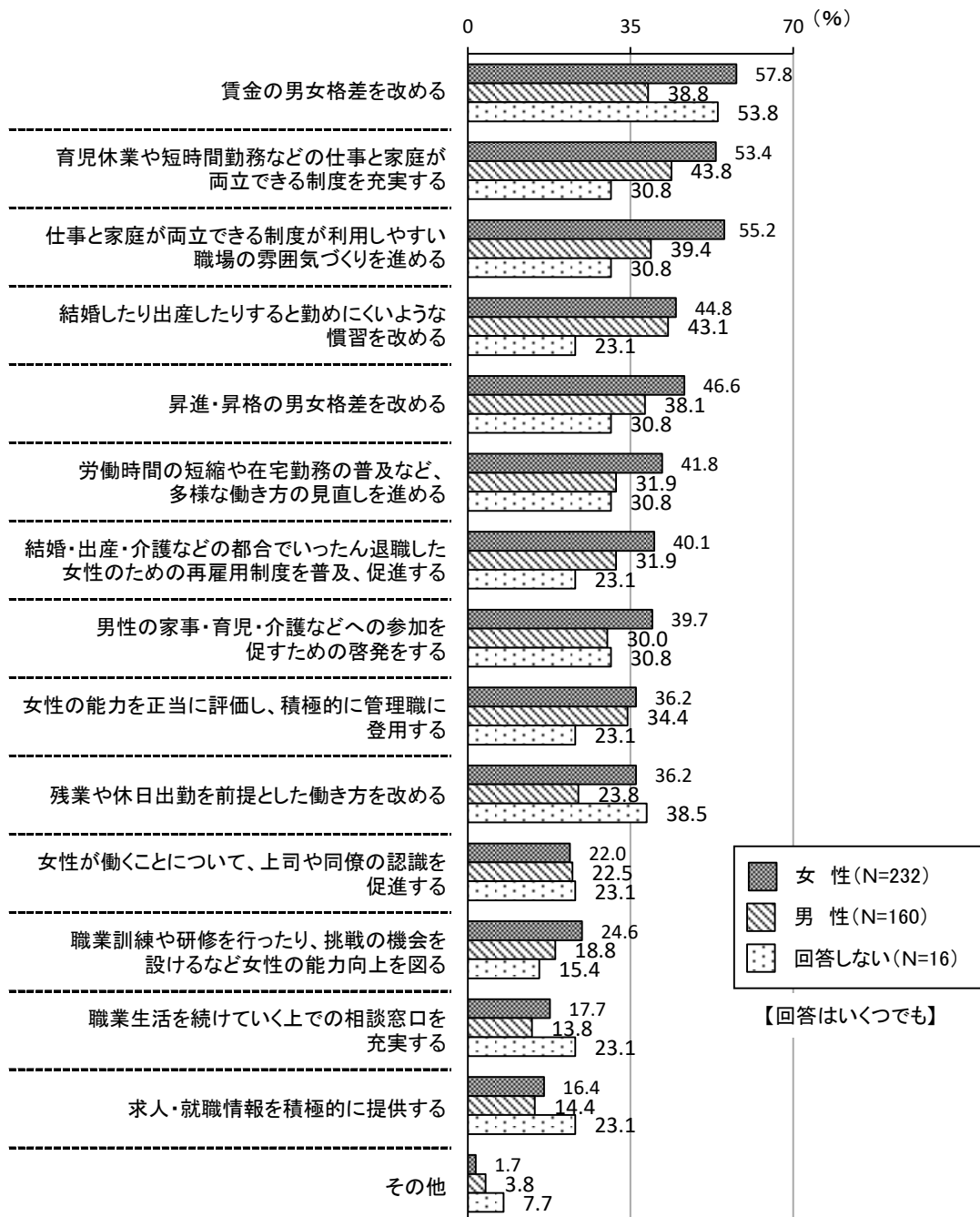
図表 2-4-8 家庭での家事の担当状況[全体、性別]【従業員調査】



## (6) 女性が働き続けるために必要なこと【従業員調査】

女性が職業をもち、働き続けるために必要なことを性別にみると、ほとんどの項目で女性の割合は男性よりも高く、「賃金の男女格差を改める」（女性57.8%、男性38.8%）、「仕事と家庭が両立できる制度が利用しやすい職場の雰囲気づくりを進める」（同55.2%、39.4%）、「残業や休日出勤を前提とした働き方を改める」（同36.2%、23.8%）など女性の割合が12.4～19.0ポイント高くなっています。

図表 2-4-9 女性が働き続けるために必要なこと[性別]【従業員調査】



## Ⅲ. 計画の基本的考え方

---

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標と基本的施策
3. 本計画とSDGsの関連性
4. 重点的な取組



## Ⅲ. 計画の基本的考え方

### 1. 計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会と定義されています。

大川市では、性に関わりなく、市民の人権が尊重され、全ての人がお互いの人権と個性の多様性を大切に、自らの意思により、能力を十分に発揮できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指して、2018年に「大川市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例は、大川市、議会、市民、事業主等、地域組織及び教育に携わる者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための、基本となる事項を定めており、第3条に6つの基本理念が掲げられています。

この条例の基本理念に基づいて、本計画の基本理念を以下のように定めます。

男女が尊重し合い、共に活躍できる  
社会の実現

## ■「大川市男女共同参画推進条例」に掲げられた基本理念

- ① 男女が個人として、尊厳が重んぜられ、直接的又は間接的にかかわらず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- ③ 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。
- ④ 家族を構成する個人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に、対等に参画できるようにすること。
- ⑤ 教育の果たす役割の重要性に鑑み、幼児教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進すること。
- ⑥ 男女共同参画社会の実現に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的協調の下に行われること。

## 2. 計画の基本目標と基本的施策

本計画の基本理念を実現するために4つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標別に基本的施策を定めて取組を進めます。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透

男女共同参画社会の形成には、家庭生活や職場、地域活動、政治の場など、さまざまな分野において、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、日々の生活の中で意識的に男女共同参画を実践していくことが重要です。しかしながら、私たちの社会の中には、長い時間をかけて形作られてきた性別に関する固定的なイメージや、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担が現在でも存在しており、私たちの意識や行動に影響を与えています。

固定的性別役割分担に捉われず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場面において活躍できるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、市民の男女平等の意識を醸成していきます。(条例の基本理念：①、②、④、⑤)

基本的施策1 啓発活動と学習機会の充実

基本的施策2 男女共同参画教育の充実

### 基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援

一人ひとりの人権が尊重されるとともに、身体的にも、精神的にも、社会的にも良好な状態であることは、私たちの目指す男女共同参画社会の土台となるものです。しかし、現在の社会にはDVやハラスメント、性暴力や性的搾取など、様々な暴力が存在しています。そのような中、女性は性的被害に遭遇しやすいことや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題により、より困難な問題を抱えやすい状況があります。

「DV防止法」に基づき、DVやデートDV<sup>(※)</sup>を防止し、被害者を支援するとともに、性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等の充実を図ります。ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちが安心して暮らせるよう、支援の取組を進めます。また、男女が生涯に渡り健康で安心して暮らせるように、性に対する正しい情報の提供や人生の各段階に応じた健康支援を行います。(条例の基本理念：②、④、⑤)

基本的施策1 あらゆる暴力の根絶と被害者支援

基本的施策2 困難な状況に置かれている人への支援

基本的施策3 生涯を通じた健康支援

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女共同参画社会の形成には、社会の制度やしきみなどの社会環境が、一人ひとりが個性と能力を活かすことができるよう設計、運営されることが重要です。そのためには、政策・方針決定の過程に多様な人が参画し、意見を出し合うことが欠かせません。男女共同参画に関連する法整備・法改正や、国や自治体、企業等の取組が進められ、政策・方針決定の場への女性の参画が徐々に進みつつありますが、未だ十分とはいえません。また、近年全国各地で自然災害が発生する中、災害対応に男女共同参画の視点を取り入れることが大きな課題となっています。

いきいきと活気のある大川市を築いていくためには、性別にとらわれることなく、すべての市民が活躍できるまちとなることが重要です。このため、市の政策・方針決定過程への女性参画を推進します。地域においても男女共同参画を推進し、男女が共に活躍するまちづくりを目指すとともに、防災対策においても男女共同参画の視点から取り組みます。(条例の基本理念：①、②、③、④)

基本的施策1 政策・方針決定の場への女性参画の促進

基本的施策2 地域における男女共同参画の推進

## 基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進

働くことは、生きていく上での経済的基盤であるとともに、自己実現の場でもあり、私たちの生活の中で大きな比重を占めています。そのため、男女共同参画社会の実現には、労働分野における男女共同参画を進めることが不可欠です。近年では、職場における男女共同参画やワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>(仕事と生活の調和)の推進など、働く場での環境整備が進められています。自営業者が多い大川市においては、事業所の規模に関わらず男女共同参画の職場づくりが可能となるよう、支援をしていくことが必要です。

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるように、働く場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育てや介護等の支援の充実や男性の子育て等への参画の促進を図ります。(条例の基本理念：①、③、④、⑥)








基本的施策1 職業生活における男女共同参画の推進

基本的施策2 仕事と生活の両立への支援






















### 3. 本計画とSDGsの関連性

「大川市第6次総合計画」では、SDGsの理念のもと、各分野の計画を推進するものとしており、本計画においても男女共同参画の推進は、17のゴールのうち以下のゴールと関連しています。

#### ◇ 関連するSDGsのゴール

	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う
	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

#### ◇ 基本目標別のSDGsとの関連性

基本目標	対応するSDGs
基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透	   
基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援	     
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進	   
基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進	    
総合的な計画の推進	 

## 4. 重点的な取組

「第3次大川市男女共同参画計画 前期計画」の成果と課題、2019年の市民意識調査結果と2025年に実施した事業所調査、従業員調査結果、大川市男女共同参画審議会による意見を踏まえて、以下の施策について本計画の重点的な取組として推進していきます。

### ◆基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透

#### ●固定的性別役割分担意識の解消と意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現には、男女共同参画や人権について市民一人ひとりが自分自身の問題として関心を持ち、行動することが求められます。あらゆる世代の市民が男女共同参画についての理解を深めることができるよう、市報等の広報物だけではなく、ホームページや SNS などインターネットを活用した情報発信を行い、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発と情報提供に努めます。

教育現場においても、未来を担う子どもたちが性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を發揮できるよう、男女共同参画教育の充実を図ります。性暴力やデートDV防止のための教育についても、福岡県の事業等を活用しながら計画的、継続的な実施を図るとともに、教職員に対しても研修機会の充実に努めます。

#### ◆成果指標

○「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担の考え方に「反対」の割合

現状値 53.9% ➡ 目標値 60.0%

○「子どもたちに対する人権教育、男女平等教育の充実が図られた」と感じている割合

現状値 36.6% ➡ 目標値 50.0%

### ◆基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援

#### ●困難を抱える人や DV・性暴力被害者の支援体制と相談につながる仕組みづくり

DV や性暴力の被害者、経済的に困窮している人や社会的な孤立状態にある人など、困難を抱えている人は、被害をなかなか相談できなかつたり、支援についての情報を得にくいといった課題があります。様々な困難を抱えて社会的な配慮や支援を必要とする人たちが、早期に相談や支援につながることができ、安心して生活できるよう、問題の現状や相談支援機関について、市民や地域に対して積極的な意識啓発と情報提供を行います。

DVや性暴力被害の相談対応には細かい配慮が求められることから、対応にあたる職員の研修の充実や、庁内外の連携の強化など、被害者が安心できる相談支援体制の充実に取り組みます。

## ◆成果指標

## ○配偶者や交際相手から暴力を受けた経験のある人のうち誰かに相談した割合

現状値 32.8% ➡ 目標値 40.0%

## ○「生涯を通じた女性の健康支援が図られた」と感じている人の割合

現状値 37.4% ➡ 目標値 55.0%

## ○ハラスメント対策に取り組んでいる事業所の割合

セクシュアル・ハラスメント	現状値 41.1%	➡	目標値 50.0%
単独事業所	(30.2%)		(40.0%)
マタニティ・ハラスメント	現状値 35.6%	➡	目標値 50.0%
単独事業所	(24.8%)		(40.0%)
パワー・ハラスメント	現状値 41.1%	➡	目標値 50.0%
単独事業所	(30.2%)		(40.0%)

## ◆基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進

## ●地域における役職・意思決定過程への女性の参画の推進

男女共同参画は生活の様々な場面に関連することであり、あらゆる分野における意思決定過程での男女共同参画を推進することが不可欠です。地域活動の場において、女性の役員登用を促進するため、地域での活動における固定的性別役割分担の見直しが図られるよう、区長会や町内会に対して積極的な働きかけを行います。女性人材の発掘と育成を図るとともに、様々な立場の人が地域での活動に参画できるような環境づくりを促進します。

市の審議会や委員会においても女性登用を促進するために、「大川市審議会等委員への女性参画推進要綱」に基づく全庁的な取組として、各担当課が女性登用の意義を理解し女性委員の積極的な登用を行うよう取組を進めます。

## ◆成果指標

## ○審議会等における女性委員の割合(地方自治法第202条の3に基づくもの)

現状値 28.9% ➡ 目標値 40.0%

## ○区長における女性の割合

現状値 2.0%(1人/51人) ➡ 目標値 10.0%(5人/51人)

## ○農業委員における女性委員の人数

現状値 2人/14人 ➡ 目標値 2人/14人

## ◆基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進

### ●仕事と生活の両立や就業継続を支える環境整備

女性の労働力率や共働き世帯の増加により、仕事と生活の両立や就業継続を可能とするような職場環境の整備がより重要性を増しています。職場における均等待遇の確保に向け、国や県の資料や事業を活用しながら、事業主や労働者に対して、職場における男女共同参画やワーク・ライフ・バランス推進、ハラスメント防止のための取組を進めるよう、啓発と支援を行います。

育児・介護休業の取得促進に向け、県の「子育て応援宣言」「介護応援宣言」等についての周知を図るほか、優良事業所の事例を紹介するなど、市内事業所の自主的かつ積極的な取組を促します。

### ◆成果指標

---

#### ○創業セミナーを受講し起業した(女性の)延べ人数 ※事業開始時からの累計

現状値 71人(27人) ➡ 目標値 80人(30人)

#### ○育児休業制度や介護休業制度を、就業規則などで規定している事業所の割合

育児休業制度 現状値 56.4% ➡ 目標値 70.0%  
単独事業所 (40.9%) (50.0%)

介護休業制度 現状値 47.5% ➡ 目標値 60.0%  
単独事業所 (34.9%) (50.0%)

#### ○子育て応援宣言企業数

現状値 75社 ➡ 目標値 77社

#### ○男女共同参画事業参加延べ企業数(累計)

現状値 35社 ➡ 目標値 45社

#### ○スキルアップ講習等への女性の延べ参加人数

現状値 59人 ➡ 目標値 80人

---

※成果指標についての詳細は p.59 を参照のこと。

## IV. 計画の内容

---

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透

基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と

健康支援

基本目標Ⅲ あらゆる分野への

男女共同参画の促進

基本目標Ⅳ 男女が共に参画する

労働環境の推進

総合的な計画の推進

計画の成果指標



## IV. 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透



### 基本的施策1 啓発活動と学習機会の充実

#### 現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる場面において、性に関する偏見や固定観念、固定的な性別役割分担などを見直し、変革していくことが必要です。そのためには、一人ひとりが男女共同参画の必要性について理解を深め、日常生活の様々な場面において、男女共同参画の意識をもって行動することが求められます。

2019年に実施した市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識については『反対派』が『賛成派』を大幅に上回っており、固定的な性別役割分担に関する意識には変化がうかがえました。しかし、性別や年代によって、意識に差がみられるなどの課題もみられ、市民全体を対象とした啓発や情報提供にとどまらず、地域団体や事業所などとも連携しながら、様々な場面で啓発を行う必要性が示唆されました。

大川市では、これまでも男女共同参画に関する講座やフォーラムの開催、市報やホームページなどでの啓発、市民団体への委託による人材育成事業の実施など、様々な機会を活用し男女共同参画意識を高めるための啓発を実施してきました。今後も、市民の男女共同参画への理解をさらに深めることができるよう、啓発や情報提供の内容や手法について工夫・改善を図り、より効果的な啓発活動を推進することで、男女共同参画社会の実現に向けた機運を醸成していきます。

#### 主な取組

##### 施策(1)理解を深めるための情報収集と提供

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
1	市報やホームページなどによる啓発の充実	男女共同参画に関する情報や記事を分かりやすく市報やホームページに掲載し、市民への情報提供と啓発の充実を図ります。また、SNS等の新たな提供方法も工夫していきます。	企画課
2	男女共同参画に関する資料の収集と提供	男女共同参画に関する世界の動きなど様々な資料を収集し、図書館、子育て支援総合施設などの公共施設で掲示するなど情報を提供していきます。	企画課 子ども未来課 図書館

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
3	男女共同参画に関する 学習機会の提供	男女共同参画への市民の理解を図るために、市民団体や事業所等と連携して世代やライフステージに応じた様々なテーマによる学習機会を提供します。	企画課
4	各種団体の学習活動への 支援	市民活動団体に対し、男女共同参画に関するテーマによる学習活動への補助金交付や国・県の研修情報の提供などを行い、活動を支援します。	企画課

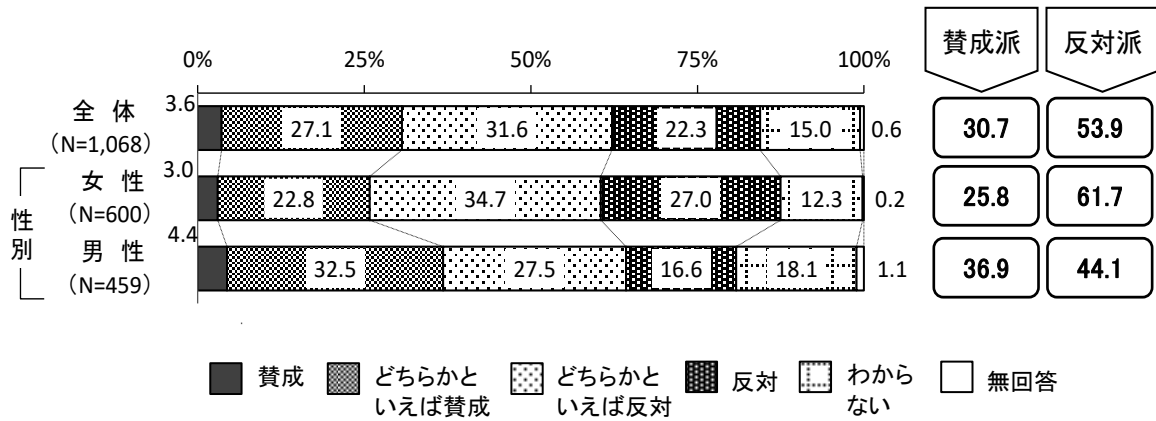
## 施策(2)あらゆる機会を捉えての意識啓発の推進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
5	市民団体や事業所などと 連携した啓発	市民団体や事業所などと連携して、男女共同参画に関する様々な情報の事業所への配布や、イベントなどの機会を提供するなど、市民や事業所に向けた啓発を充実します。	企画課
6	生涯学習関連事業にお ける啓発の推進	ハラスメントなど市民の関心の高い男女共同参画に関するテーマを検討して講座や研修会等を行い、市民の学習への参加を図ります。	中央公民館
7	人権に関する学習会を 通じての啓発	大川市人権週間講演会や人権講演会などにおいて男女の人権尊重に関する内容も含めることで、市民への男女共同参画に関する啓発に努めます。	生涯学習課
8	県などが実施する研修 への市民の参加促進	県などが実施する様々な分野の研修やイベントの情報を市民や活動団体へ積極的に提供し、参加を促進します。	企画課
9	市主催のイベントや行事 へ市民が参加しやすい 開催方法等の配慮	市で主催する様々なイベントや行事について、開催日時や場所など、男女がともに参加しやすいように配慮します。	関係各課
10	市関係行事等における 託児の実施	市が実施する行事等で、必要に応じて託児サービスを実施し、子育て中の保護者の参加を促進します。	関係各課

参考データ

【市民意識調査】

図表Ⅳ-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別]「再掲」



注：『賛成派』は、「賛成」+「どちらかといえば賛成」の合計  
 『反対派』は、「反対」+「どちらかといえば反対」の合計

## 基本的施策2 男女共同参画教育の充実

### 現状と課題

子どもたちが、将来にわたって性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、自分らしい生き方を選択できるためには、教育機関や保育機関、家庭等において、男女共同参画の視点に立った教育を実施し、男女平等意識やジェンダーにとらわれないキャリア意識を育むことが重要です。

2019年に実施した市民意識調査では、学校教育の中で男女平等を進めるために特に力を入れることとして、「働くことや経済的自立についての大切さを教える」「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮をする」「家庭科などを通じて、性別に関わりなく家庭生活に必要な実技を教える」など、性別にかかわらず自立する力を育てる教育が求められていました。また、家庭におけるしつけや教育についても、「女の子も職業をもち経済的に自立できるように育てる」「男の子も炊事・掃除・洗濯などの生活に必要な技術を身につけさせる」に賛成する人が大半を占めていました。ライフスタイルや家族のあり方の多様化が進む中、子どもたちが性別に関わらず経済的にも生活面でも自立できるための教育は、今後さらにその重要性を増していくものと思われます。

今後も学校における科目を通じた男女共同参画教育、人権教育を行うとともに、発達段階に応じた性に関する教育やLGBTQ+<sup>(※)</sup>など性の多様性に関する学習機会の提供、性別にとらわれない進路指導の推進など、男女共同参画の視点に立った教育を進めていきます。また、教職員への研修機会の充実を図るとともに、PTAなどと連携しながら、保護者に向けた啓発や情報提供を実施します。

### 主な取組

#### 施策(1)学校教育における男女共同参画教育の推進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
11	男女共同参画の視点に 立った教育の推進	小・中学校の年間教育指導計画に男女共同参画の教育を位置づけて、LGBTQ+など性の多様性や性差に関する理解の促進、性別役割分担に捉われずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できるような教育を行います。	学校教育課
12	進路指導の充実	学校のキャリア教育計画に基づいて、性別に関わりなく個人の能力や適性を重視した進路指導を行い、幅広い分野で職業や進学先を選択できる能力の育成を図ります。	学校教育課
13	男女共同参画の視点に よる学校運営の推進	教職員の業務について、固定的な性別役割分担による業務分担とならないよう、男女共同参画の視点による学校運営を行います。	学校教育課

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
14	教職員・保育士の研修 の充実	教職員・保育士が、男女共同参画への理解を深めるため、DV やセクシュアル・ハラスメントなど様々なテーマの研修に関する情報を周知し参加を促進します。	福祉事務所 学校教育課
15	情報(メディア)リテラシー 教育の充実	SNS等を通じた性被害等の防止のために子どもたちへのメディア・リテラシー(※)に関する教育を充実します。	学校教育課

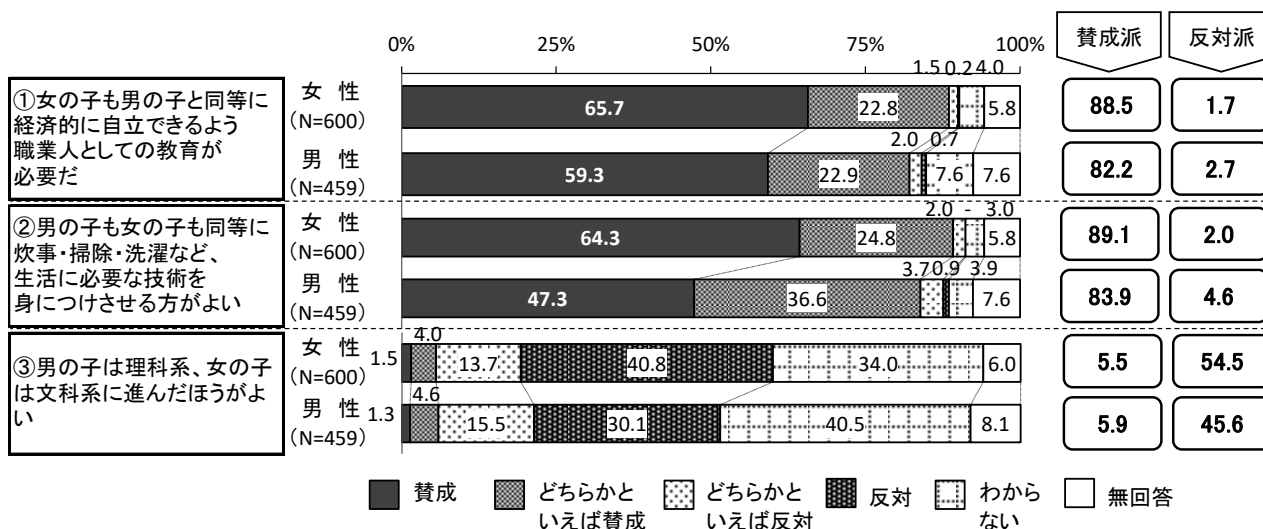
### 施策(2)男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
16	学校・学級だよりなどによる保護者への啓発	学校・学級だよりなどを利用して学校における男女共同参画の視点に立った活動について掲載し、保護者の意識啓発に努めます。	学校教育課
17	PTA 活動への啓発促進	PTA活動として開催される研修会などで、男女共同参画に関するテーマについても取り上げるよう働きかけます。	生涯学習課

### 参考データ

#### 【市民意識調査】

図表Ⅳ-2 子どもの育て方に関する考え方[性別]

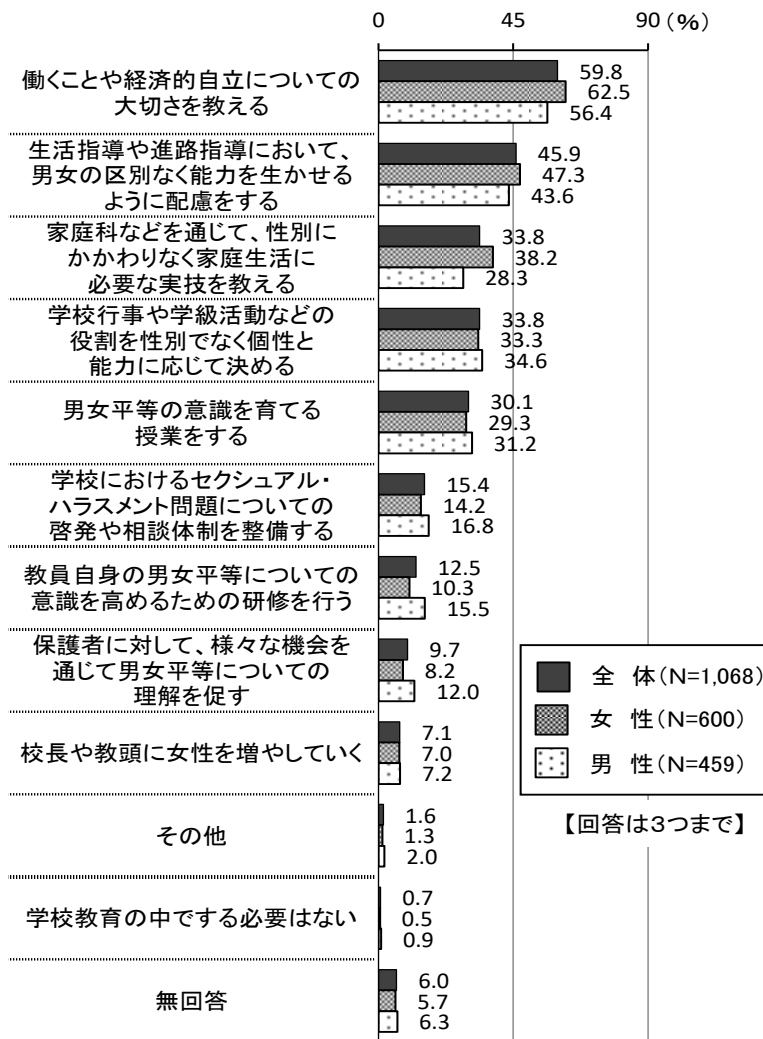


注：『賛成派』は、「賛成」+「どちらかといえば賛成」の合計

『反対派』は、「反対」+「どちらかといえば反対」の合計

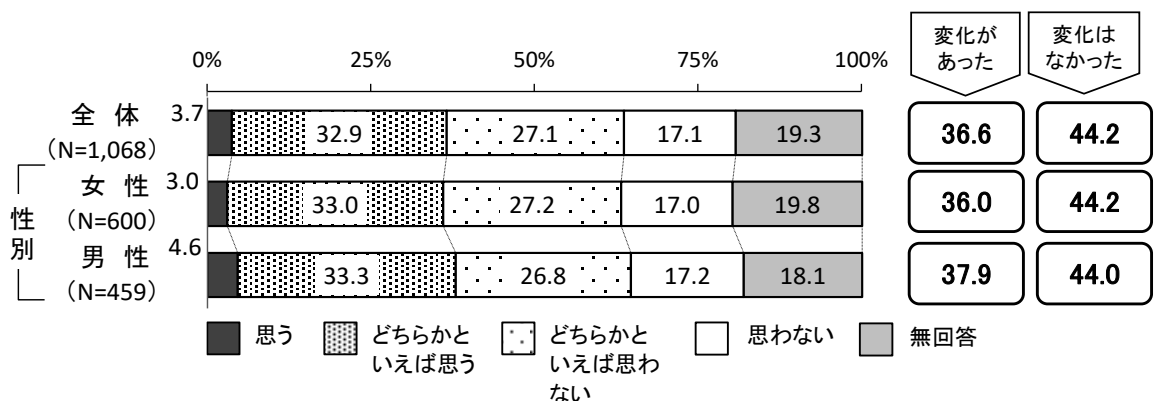
【市民意識調査】

図表Ⅳ-3 学校教育の中で男女平等を進めるために力を入れること[全体、性別]



【市民意識調査】

図表Ⅳ-4 大川市における男女共同参画社会の変化[全体、性別]  
(子どもたちに対する人権教育、男女平等教育の充実が図られた)



## 基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援

Ⅳ

計画の内容

【基本目標Ⅱ

男女の人権尊重・擁護と健康支援】



### 基本的施策1 あらゆる暴力の根絶と被害者支援

(大川市 DV 防止計画)

#### 現状と課題

ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、これらの暴力は被害者が被害について相談しづらいことや、周囲からの誤った対応や偏見によりさらに傷つけられることがあるなどの問題も指摘されており、市民一人ひとりがこれらの暴力への理解と知識を深めることが必要です。また、若年層においても、交際相手からの暴力であるデートDVが発生する場合があります。早期からの防止教育が求められます。

2019年に実施した市民意識調査では、DVについて「身体的暴力」を1割近くの女性が経験しているなど、大川市においてもDV被害が起きていることが示されました。また、配偶者などから暴力を受けたことを誰かに「相談していない人」が多くみられます。特に男性の約6割が誰にも相談していませんでした。2025年に大川市内の事業所を対象として実施した事業所調査では、各種のハラスメント対策に「取り組んでいない」事業所が4割前後に上っており、特に従業員規模の小さい事業所でその割合が高くなっています。

DVの防止と早期発見に向け、市民のDVについての理解を深めるよう啓発を推進します。相談支援体制を充実するとともに、相談窓口について、市報やホームページを通じて、また、医療機関や商業施設と連携して、市民への周知を図ります。県や各関係機関と連携し、迅速かつ適切なDV被害者の保護と自立に向けた支援を行います。

様々なハラスメント防止のため、市報やホームページを通じて市民への啓発を進めます。ハラスメント防止について、事業主に対し必要な対策を講じるよう周知・啓発を行うとともに、学校内でのハラスメントについても、児童・生徒への教育及び教職員への研修等、未然防止や適切な対応に向けた取組を進めます。

#### 主な取組

##### 施策(1)あらゆる暴力の防止

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
18	DV 防止に向けた意識啓発	DV防止に関するポスター等の福祉事務所や子育て支援総合施設への掲示や市報等への記事の掲載、人権講演会等様々な機会を捉えて、DV防止に向けて市民への意識啓発を推進します。	福祉事務所 子ども未来課 企画課 生涯学習課

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
19	デートDV防止に向けた教育の推進	発達段階に応じた性教育とともに、県の事業を活用してデートDV防止に向けた教育・指導を行います。	学校教育課 健康課

### 施策(2)DV相談体制と被害者への支援

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
20	相談支援体制の充実	本庁を含む各施設の相談窓口へ専門相談員を配置し相談支援体制の充実を図ります。また、おおかわ女性ホットラインやDV相談窓口について市関連施設や医療機関、商業施設などへの相談窓口のカード設置など、相談窓口の周知を行います。	福祉事務所 子ども未来課 企画課
21	関係機関の連携による被害者への支援	県や他の相談機関と連携し、DV被害者への迅速で適切な保護と支援を行います。	福祉事務所 子ども未来課
22	DV被害者の自立に向けた支援	関係機関と連携し、生活支援や就労等に係る相談や情報提供など、被害者の自立に向けた支援を行います。市営住宅の入居募集では、被害者世帯への単身入居を認めています。	福祉事務所 子ども未来課 インテリア課 都市計画課

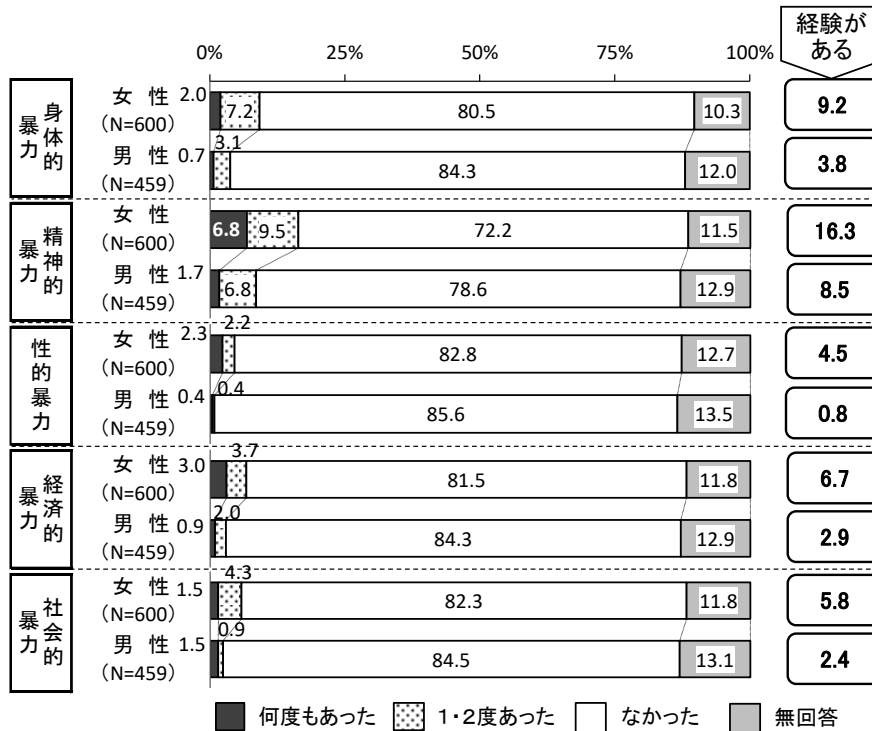
### 施策(3)様々なハラスメント等の防止

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
23	ハラスメント防止に向けた市民への啓発推進	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等様々なハラスメントの防止について、市報やホームページへの掲載やポスターの掲示等により、市民へ広く啓発します。	企画課
24	ハラスメント防止に向けた事業主に対する啓発推進	事業主に対して、様々なハラスメントとともに関連する法制度について周知し、事業所において必要な対策を講じるよう啓発していきます。	企画課 インテリア課
25	スクール・ハラスメント防止に向けた取組	学校内におけるハラスメント防止に向けて児童・生徒への教育・指導を行います。また、教職員の理解を深める研修を実施してハラスメントの未然防止に向けた取組を進めます。	学校教育課

参考データ

【市民意識調査】

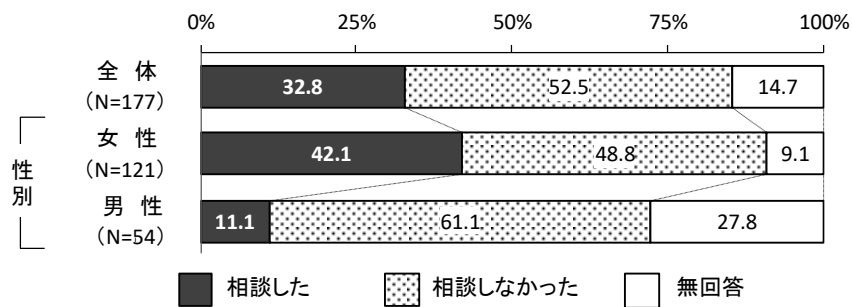
図表Ⅳ－５ 配偶者や交際相手からの暴力の経験の有無(まとめ)[性別](再掲)



注: 『経験がある』は、「1・2度あった」+「何度もあった」の合計

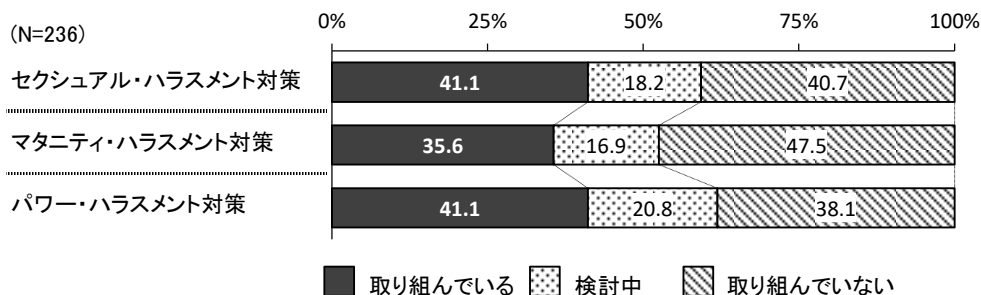
【市民意識調査】

図表Ⅳ－６ 配偶者や交際相手からの暴力の相談の有無[全体、性別]



【事業所調査】

図表Ⅳ－７ ハラスメントに対する取組状況[全体](再掲)



## 基本的施策2 困難な状況に置かれている人への支援

### (困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)

#### 現状と課題

家族や地域のつながりの変化や、非正規労働者の増加など、社会経済構造が大きく変化している近年、貧困や社会的孤立など生活上の困難を抱える人の増加が懸念されます。特に、ひとり親家庭や障がい者、高齢者などは、社会的にも経済的にも弱い立場に置かれがちです。

2024年に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、女性が女性であることにより、社会生活や家庭生活においてDVや性的被害、経済的困窮などの複合的な困難を抱えやすいことに鑑み、早期から切れ目のない支援を実施することを求めています。また、共働き世帯の増加や世帯規模の縮小が進行する中で、高齢者等の介護を社会的にどう支えていくかも大きな課題となっています。

このような困難な状況に置かれている人々をはじめ、すべての人が安心して暮らせるよう、介護支援サービスや障がい者福祉、ひとり親家庭の支援の充実を図ります。また、様々な困難を抱える人への相談体制を充実するとともに、県や関係機関と連携しながら男女共同参画の視点に立った様々な支援に取り組みます。

#### 主な取組

##### 施策(1)高齢者・障がい者への安心・安全な生活への支援

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
26	男女共同参画の視点に 立った介護支援サービ スの充実	「長寿社会対策総合計画」に基づき、「介護保険・ 高齢者福祉ガイドブック」を活用して介護保険制 度のサービスについて周知を図り、高齢者が必要 なサービスを受けやすくして地域で安心して暮ら せるよう支援していきます。	健康課
27	家族介護支援事業の 充実	性別に関わらず、介護をしている人への介護技術 や知識習得のための講座開催や要介護者とその 家族の交流など家族介護支援事業を充実して、介 護の不安や負担を軽減できるよう多様な機会を提 供していきます。	健康課
新 28	男女共同参画の視点に 立った障がい者・障が い児福祉の推進	「大川市障がい者基本計画」に基づき、関係機関 や団体と連携しながら、障がいのある人が地域で 安心して自立した生活を送れるよう様々な福祉支 援サービスを行います。	福祉事務所 子ども未来課
新 29	相談体制の充実	療育機関や医療機関などの関係機関と連携して 情報共有を図り、多様化する相談ニーズに対応す る専門相談体制を充実します。	福祉事務所 健康課 子ども未来課

## 施策(2)ひとり親家庭への支援

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
30	ひとり親家庭の生活安定に向けた相談指導・支援の充実	ひとり親家庭の生活安定のため、関係機関と連携して、就労に向けた相談指導や講座の開催等の支援を充実します。また、市営住宅の入居募集にあたっては、ひとり親家庭の抽選番号を優遇して付与します。	福祉事務所 子ども未来課 都市計画課

## 施策(3)配慮を必要とする人への支援

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
新 31	様々な困難を抱える人々への支援	外国人、経済的困窮、性被害など、困難な問題を抱えがちな人々に対して、庁内の連携とともに県や関係機関とも連携して適切な支援を行います。また、相談窓口等について情報提供を行います。	福祉事務所 企画課 健康課

IV

計画の内容

【基本目標Ⅱ

男女の人権尊重・擁護と健康支援】

## 基本的施策3 生涯を通じた健康支援

### 現状と課題

一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わらず生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態で充実した生活を送ることができることは、男女共同参画社会を形成するうえでの土台となるものです。また、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）は、国際的にも基本的な人権の一つとして位置づけられるものであり、その重要性について一人ひとりが理解を深める必要があります。

2019年に実施した市民意識調査では、「生涯を通じた健康支援が図られている」と回答した人は37.4%と少なく、「第3次大川市男女共同参画計画前期計画」において「生涯を通じた女性の健康支援が図られている」とする割合を55.0%にすることを目標として掲げています。

大川市では、母子保健事業や健康推進事業などを通じて、妊娠・出産期から高齢期に至るまでの健康支援を行っており、今後も引き続き、母子保健や各種がん検診の充実を図るなど、性別や年齢に応じた健康支援や相談体制の充実を推進します。リプロダクティブ・ヘルス&ライツについて、市報やホームページ等での啓発や情報提供を行うとともに、様々な関連事業のなかで啓発を行い、市民の理解促進に努めます。学校教育においても、LGBTQ+など性の多様性に関することやデートDV等の暴力の問題を含め、発達段階に応じた性教育を推進します。

### 主な取組

#### 施策(1)リプロダクティブ・ヘルス&ライツの理解促進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
32	リプロダクティブ・ヘルス &ライツに関する啓発の 推進	リプロダクティブ・ヘルス&ライツの考え方について市報などで周知するとともに健康支援事業などで啓発し、生涯を通じた女性の健康支援の重要性について市民の理解を図ります。	企画課 健康課
33	保護者と子どもの健康 支援の充実	子育て支援総合施設において、妊婦健康診査、乳幼児家庭訪問指導、乳幼児健康診査及びパパママ教室などにより保護者と子どもの健康支援を充実します。また、様々な機会を捉えてリプロダクティブ・ヘルス&ライツについて周知していきます。	子ども未来課
34	発達段階に応じた性教 育の充実	LGBTQ+など性の多様性や性差に関する正しい理解や生命の尊厳、男女相互の尊重など、発達段階に応じた性教育を充実します。また、デートDVやセクシュアル・ハラスメント等女性を巡る暴力や性感染症予防などについても教育・指導を行います。	学校教育課

## 施策(2)ライフステージに応じた健康支援

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
35	性感染症などの予防の啓発	エイズや性感染症、胎児の薬害などについて、市報への掲載やパンフレット等の配布を通して、正しい知識の普及、啓発を行います。	健康課
36	健康に関する相談体制の充実	市民健康相談や電話相談等により、ライフステージに応じた健康問題や心の悩みを相談できる体制を充実します。	健康課
37	性別や年齢に応じた健康づくりの支援	女性特有のがん検診の受診率向上や生活習慣病に関する健診の受診率向上を目指すとともに、性別や年齢別の健康課題に対応した講座の開催や保健指導を行い、市民の健康づくりを支援します。	健康課

IV

計画の内容

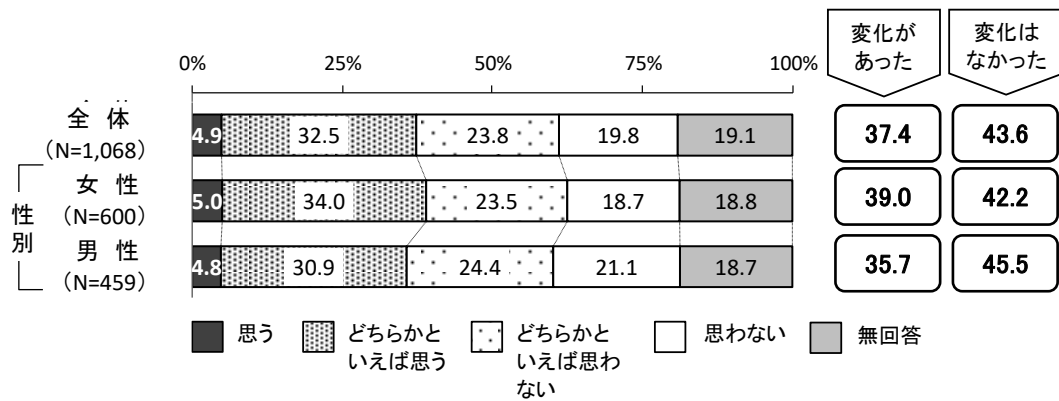
【基本目標Ⅱ

男女の人権尊重・擁護と健康支援】

### 参考データ

#### 【市民意識調査】

図表IV-8 大川市における男女共同参画社会の変化[全体、性別]  
(生涯を通じた女性の健康支援が図られている)



注: 『変化があった』は、「そう思う」+「どちらかといえば思う」の合計

『変化はなかった』は、「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」の合計

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進



### 基本的施策1 政策・方針決定の場への女性参画の促進

#### 現状と課題

多様な経験や社会的背景をもつ人々が意思決定に参画し、アイデアを出し合うことは、市民のニーズや生活実態を反映した施策の展開につながります。地域のあり方や地域への関わりに関する意識が大きく変化している現在、様々な地域の課題を解決するためには、男女が対等な立場で政策・方針決定の過程に参画する男女共同参画のまちづくりが重要性を増しています。

大川市では、審議会や委員会の委員等の女性登用を推進してきましたが、2025年4月現在の女性委員の登用状況は28.9%にとどまっており、また、女性委員の割合が低い委員会なども存在することなどから、より一層の推進が必要です。

2019年に実施した市民意識調査では、地域などの役職に女性（男性の場合は妻）が推薦され時の対応として「断る（断ることをすすめる）」が最も高く、特に女性自身が役職を引き受けることに消極的な傾向がみられました。

2025年に大川市内の事業所を対象として実施した事業所調査では、女性従業員に期待する働き方として、「専門職として技能を高めること」が37.7%、「会社のリーダー的な社員となること」が33.1%となっており、女性従業員に対して補助的業務にとどまらない働き方をしてほしいと考えている事業者が大半となっています。

男女共同参画のまちづくりを推進するためには、一人ひとりの個性や能力が活かされる社会環境を整え、実質的な面から男女共同参画に取り組んでいくことが重要です。

市の審議会、委員会など、政策・方針決定過程への女性参画を進めるとともに、地域や事業所に対しても女性の登用を積極的に働きかけ、男女が共に活躍するまちづくりを目指します。また、市内で活躍する女性の人材についての情報を収集するとともに、女性人材の発掘と育成についての取組を検討します。

#### 主な取組

##### 施策(1) 審議会等委員への女性の登用促進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
38	審議会、委員会等の委員への女性の登用推進	大川市審議会等の委員への女性参画推進要綱に基づき、審議会、委員会など委員への女性の登用を積極的に推進します。	関係各課

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
39	女性の人材情報の収集・活用	市の各分野で活躍している女性の人材情報を収集し、市の審議会などで委員の人選に紹介するなど活用していきます。また、女性人材の発掘と育成の仕組みづくりを検討していきます。	企画課
40	社会教育関係者への女性の登用促進	社会教育委員、社会教育指導員、スポーツ推進委員などの各関係団体へ働きかけて、社会教育関係者への女性の登用を促進します。	生涯学習課

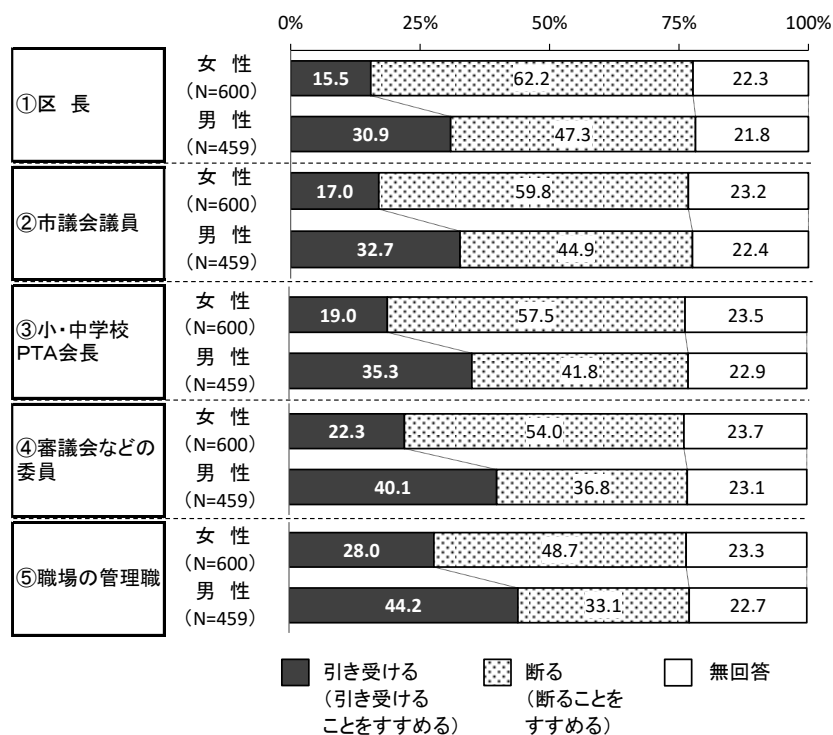
### 施策(2)企業や地域等での女性の登用促進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
41	企業・事業所への女性の積極的登用等についての啓発	企業・事業所における男女格差是正や女性活躍推進等について、市報やホームページ等への掲載や商工会議所など関係機関との連携により啓発していきます。	インテリア課
42	各種団体等への女性の積極的登用促進	女性の能力発揮に積極的に取り組む等の先進事例について情報を提供し、市内の各種団体等における女性の積極的登用を促進していきます。	企画課

### 参考データ

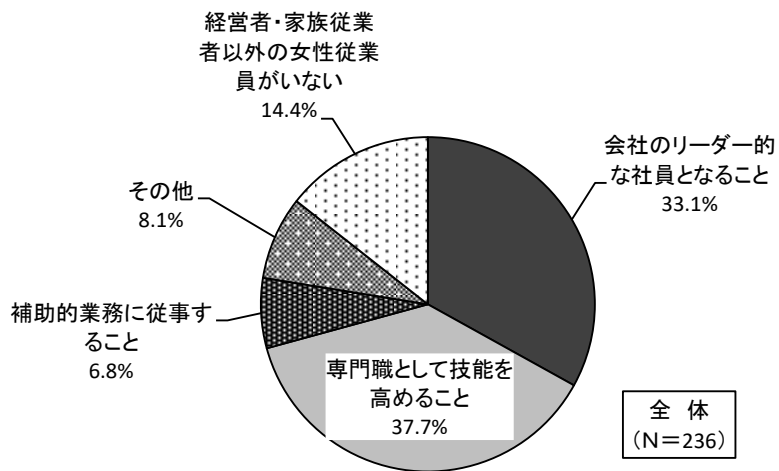
#### 【市民意識調査】

図表IV-9 役職に女性が推薦された場合の対応[性別](再掲)



【事業所調査】

図表IV-10 女性従業員に期待する働き方[全体]



図表IV-11 審議会等への女性登用状況

項目	実績					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
市の管理職に占める女性の割合	4.2%	8.0%	12.0%	12.0%	11.1%	16.7%
審議会など占める女性委員の割合 (地方自治法202条の3に基づくもの)	28.1%	23.2%	25.6%	28.1%	27.5%	28.9%

資料:大川市調べ

## 基本的施策2 地域における男女共同参画の推進

IV

計画の内容

【基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進】

### 現状と課題

地域のコミュニティは、子どもの育ちへの見守りや老後の生きがいつくり、防災・防犯のための助け合いなど、市民にとっての重要な生活の基盤であり、方針決定の場を含む地域の様々な場面に男女が対等に参画することが不可欠です。

「大川市男女共同参画推進条例」の第8条では、「地域組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることに鑑み、組織の運営や地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない」と規定されており、地域での男女共同参画を推進することが努力義務とされています。

2019年に実施した市民意識調査では、地域活動での男女の役割分担の現状について「地域での集会の時には、女性がお茶くみや後片づけをしている」「地域の役員（区長・隣組長など）はほとんど男性になっている」「地域活動は男性が取り仕切る」「催し物の企画などは主に男性が決定している」などで「そうしている」の割合が高くなっており、地域活動の場における意思決定は男性、雑用は女性といった性別役割分担が根強く残っていました。

地域団体や各種団体などに対して女性の登用を働きかけるとともに、地域において女性がその知識や経験を生かして活躍できるよう、女性の人材育成に努めます。また、防災対策における男女共同参画を推進するため、消防団や防災会議への女性の参画を促進します。

### 主な取組

#### 施策(1)地域における男女共同参画推進活動の支援

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
43	市民の男女共同参画 推進活動の支援とネット ワーク化の促進	男女共同参画に関する市民の活動に対して、情報提供や活動の支援を行うとともに、活動団体のネットワーク化をさらに促進します。	企画課
44	地域における男女共同 参画推進の中核的な人 材の育成	地域の各種団体活動において男女共同参画推進の中核的な人材の発掘と育成に取り組み、地域活動団体における女性の活躍を促進していきます。	企画課 地域支援課 健康課 生涯学習課

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
45	地域活動団体や社会教育団体への啓発の推進	行政区、コミュニティ協議会等の地域活動団体に根強い性別による固定的役割分担等の慣習・慣行の見直しに向けて啓発していきます。また、子ども会育成連絡協議会、大川市食生活改善推進会等に向けても男女共同参画に関する啓発を行います。	地域支援課 生涯学習課 健康課

### 施策(2)地域の役員等への女性の登用促進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
46	区長など地域の役職者への女性の登用促進	地域の役職者への女性登用を促進するよう、区長会やコミュニティ協議会に対して会議の場などを利用して働きかけを行います。さらに、女性の登用に向けて具体的な方法など検討していきます。	地域支援課
47	農業委員への女性の登用推進	農業関連組織等関係団体に向けて、女性の登用について働きかけを行い、女性の農業委員への登用を推進します。	農業水産課 農業委員会

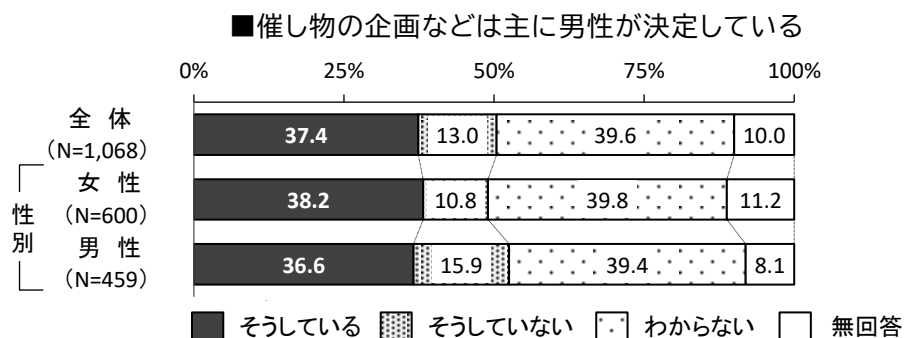
### 施策(3)防災対策における男女共同参画の推進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
48	防災分野での政策・方針決定の場への女性の参画推進	大川市防災会議の委員への女性の参画を進め、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。	地域支援課
49	女性消防団員の加入の取組推進	火災予防広報、防火指導や応急救護活動など、地域防災活動への女性の参画を促進するため、女性消防団員の加入に向けて検討を行います。	地域支援課

## 参考データ

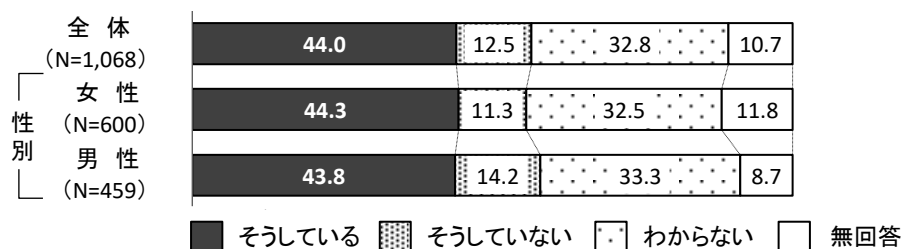
### 【市民意識調査】

図表IV-12 地域活動での男女の役割分担の現状[全体、性別]

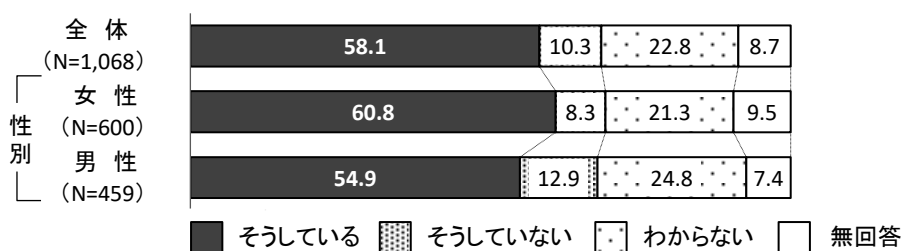


【市民意識調査】

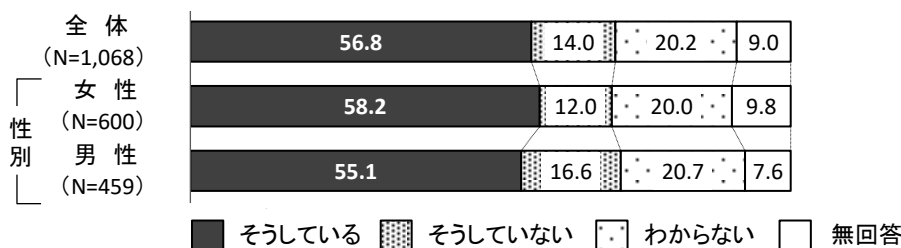
■地域活動は男性が取り仕切る



■地域での集会の時には、女性がお茶くみや後片づけをしている



■地域の役員(区長・隣組長など)はほとんど男性になっている



図表IV-13 地域における役職等の女性登用状況

項目	実績					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
区長に占める女性の割合(人中)	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%
	1/50人	0/50人	0/50人	0/50人	0/50人	1/51人
農業委員に占める女性の割合(人中)	0.0%	13.3%	13.3%	13.3%	14.3%	14.3%
	0/14人	2/15人	2/15人	2/15人	2/14人	2/14人

資料:大川市調べ

## 基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進

(大川市女性活躍推進計画)



### 基本的施策1 職業生活における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

働くことは、人々が生活するうえでの経済的基盤をなすとともに、自己実現の場でもあるなど、生活の中で大きな比重を占めています。そのため、男女共同参画社会の実現のためには、労働分野における男女共同参画を推進することが重要な意味をもっています。

2019年に実施した市民意識調査では、一般的に女性が職業をもつことについて、「ずっと職業をもっている方がよい」が5割を超えており、結婚や出産に関わらず女性が就労を継続することが望ましいとする意識が高くなっていました。また、2025年に実施した事業所調査では、女性従業員について「結婚・出産、育児、介護等にかかわらず、ずっと仕事を継続してほしい」が約7割に上っており、事業主が女性従業員に対して結婚や出産に関わらず就業を継続することを期待していることがうかがえます。

大川市では、働きたい女性を対象とした労働相談会の開催や、市報やホームページでの情報提供など、雇用や就労の場における男女共同参画の推進に向けて様々な取組を実施してきました。さらに近年では、デジタル活用による「女性の働きやすい環境づくり」を目指した事業を積極的に展開しています。

事業主や労働者に対して、職場における男女共同参画の推進のための情報提供や啓発を行うとともに、女性の職業能力向上や起業のためのより一層の支援に取り組みます。また、大川市においては自営業や農業に従事する人が多いことから、小規模の自営業者や農業者に対しても、就業環境の整備に向けた啓発や支援を進めます。

#### 主な取組

##### 施策(1)均等な雇用機会と待遇の確保

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
新 50	働きがいがあり働きやすい 職場環境づくり	成果や努力が正当に評価される仕組みや柔軟な働き方など、男女がともに働きたいと思える職場環境を構築するための支援に努めます。	企画課 インテリア課

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
51	労働に関する法や制度の 事業主、労働者への情報 提供	男女がともに働きやすい職場環境整備に向けて、国や県、商工会議所などの関係機関と連携し、事業所や女性労働者、外国人労働者などに対して均等な雇用機会と待遇やワーク・ライフ・バランス等労働に関する法や制度について情報を収集し、情報提供していきます。	インテリア課
52	入札参加資格申請を通じた 事業主への男女共同参 画の取組の促進	大川市への入札参加資格申請において、県「子育て応援宣言企業」登録事業所に対して加点を行い、事業所における男女共同参画の取組を促進します。	総務課
53	労働相談の充実	求職やハラスメントなど、雇用を巡るトラブルなどに対し、ハローワークと連携し、相談支援体制を整えるとともに、その周知を図ります。	インテリア課

### 施策(2)女性の職業能力向上・活用の支援

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
54	就労、再就職や職業能力 向上に向けた講習等に関 する情報提供	ハローワーク、商工会議所、農協などの関係機関と連携を図り、就労、再就職に関する情報提供を行うとともに、県等が主催する技術習得のための各種講習会についても情報提供を行います。	インテリア課 農業水産課
55	女性の起業・創業支援の 取組推進	女性を対象とした起業・創業セミナーを開催し、起業・創業に必要な知識や支援制度などに関する情報提供と支援を行います。 また、女性農業者による主体的な起業・経営（加工・販売等）を支援します。	インテリア課 農業水産課
56	女性の能力開発・活用に ついての啓発と新たな取組 の推進	女性の能力開発、活用に取り組む先進企業についての周知を図るとともに、商工会議所等と連携してデジタルを活用したセミナー等を開催し、女性の能力開発・活用に関する取組を推進します。	インテリア課 農業水産課 企画課
57	女性認定農業者の育成	女性農業者への認定農業者制度の周知を図り、農業関連団体と連携して女性の認定農業者及び新規認定就農者の育成に努めます。	農業水産課

### 施策(3)自営業における女性の就業環境の整備

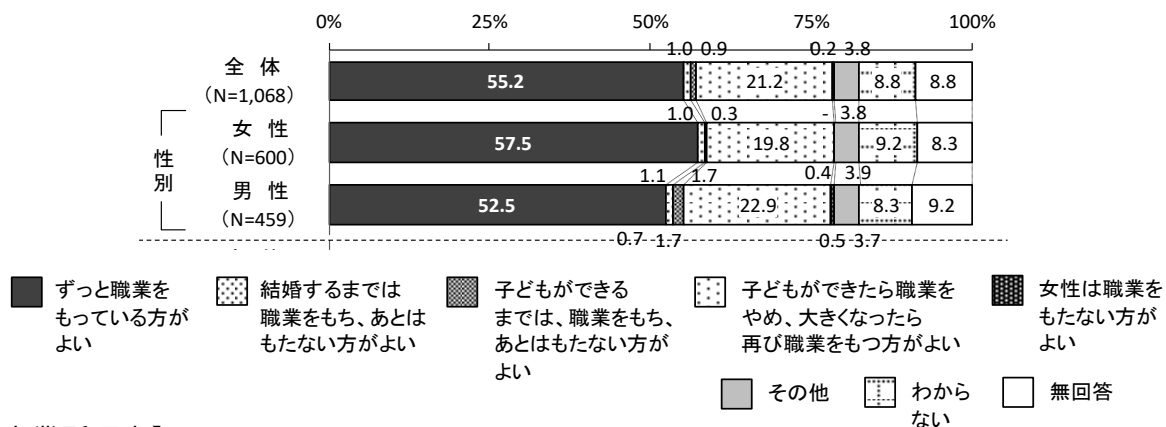
No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
58	農業関係各種制度の周知	農業従事者の老後生活の安定と福祉の向上のため、農業者年金など各種制度について周知を図り、加入を促進します。また、各種制度の改正などに伴い説明会を実施します。	農業委員会

No.	具体的な施策及び事務事業名	内容	担当課
59	女性農村アドバイザーの育成	JAや普及センター等の関係機関と連携して女性農業者の農業経営への参画と地域の連携に向けて研修と交流を行い、女性農村アドバイザーの育成と活動を支援します。	農業水産課
60	家族経営協定 <sup>(※)</sup> の推進	農業の家族経営協定制度について周知し、協定の意義等について理解の促進を図るとともに締結促進に努めます。	農業水産課
61	家族従業者の労働の適正な評価に関する啓発	商業、木工業などにおいて、女性が家族従業者として果たしている役割が適正に評価されるよう、県等関係機関と連携し資料の配布や市報やホームページによる啓発を行います。	インテリア課

## 参考データ

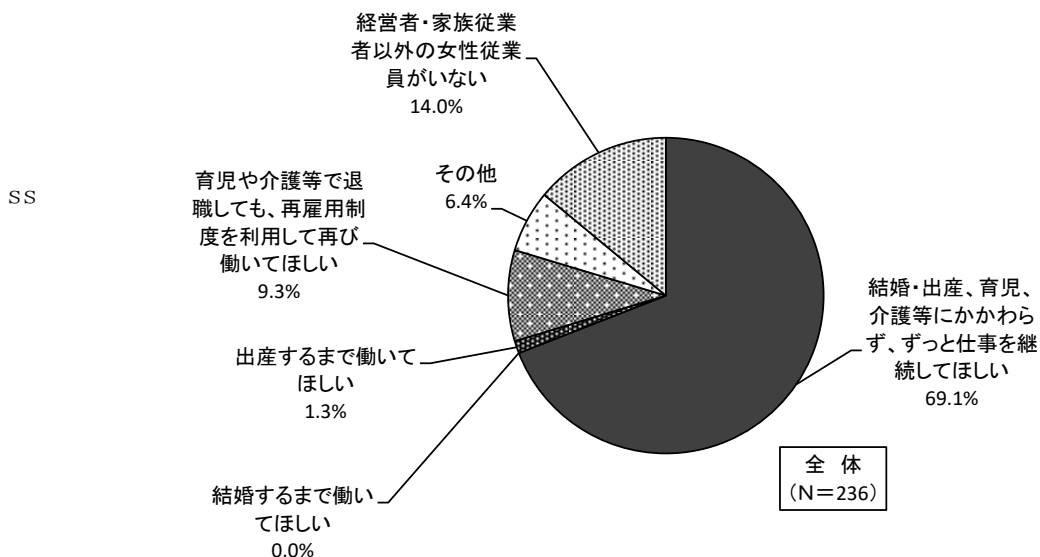
### 【市民意識調査】

図表Ⅳ-14 女性が職業をもつことについての考え方[全体、性別](再掲)



### 【事業所調査】

図表Ⅳ-15 女性従業員にいつまで働き続けてほしいか[全体]



## 基本的施策2 仕事と生活の両立への支援

IV

計画の内容  
【基本目標IV 男女が共に参画する労働環境の推進】

### 現状と課題

誰もが性別に関わらず希望する生き方を選択できる男女共同参画社会の実現には、一人ひとりがライフスタイルやライフステージに応じ、仕事と家庭生活や子育て、地域活動、趣味等のプライベートな生活をともに充実させるワーク・ライフ・バランスを推進することが欠かせません。そのためには、職場等における働き方の見直しや、仕事と子育てや介護との両立支援が求められます。

2019年に実施した市民意識調査では、希望する「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度では、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」と「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先」が高くなっていましたが、現実の優先度は、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」や「『仕事』を優先」が高くなっていました。

2025年に実施した事業所調査では、約8割の事業所がワーク・ライフ・バランスに配慮した就業環境の整備に取り組んでおり、特に「年次有給休暇の取得促進」「時間外労働の縮減」「ノー残業デーの実施」などを行っている事業所が多くなっています。また、職場での男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを推進するにあたって行政に期待することとして、「保育施設や保育サービスなどの子育て環境の整備」「高齢者福祉施設や介護サービスの充実」が特に高くなっており、両立支援のためのサービスの充実が求められています。

ワーク・ライフ・バランスの重要性が広く認識されるようになった昨今、職場の理解と積極的な取組が重要であり、市民への啓発とあわせて、市内の事業所への意識啓発と情報提供を推進します。また、日頃より男性が家事や子育てに積極的に参画できるよう、男性に向けた啓発にも取り組むとともに、「大川市子ども・子育て応援プラン」に基づいて多様なニーズに対応する保育サービスの充実や子育て支援総合施設での支援を推進します。

### 主な取組

#### 施策(1)男性の家事・子育てへの参画促進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
62	ワーク・ライフ・バランスの推進による男性の働き方の見直し	商工会議所等関係機関と連携し、男女の働きやすい職場環境の整備に向けてハラスメントの防止や男性の働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進について啓発します。	企画課 インテリア課
63	男性の子育てへの参画に向けた取組の推進	子育て支援総合施設でのパパママ教室やファミリーフェスタの開催等男性と女性がともに担う子育てに向けて取組を推進します。	子ども未来課
64	男性の家事への参加に向けた取組	男性向け料理教室を開催し、男性の生活的自立を支援して、男女がともに家事に参画する意識を啓発します。	健康課

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
65	男性の家事・子育て等への参画促進	男性が家事や育児に参画している事例を市報などに掲載し、男女がともに家事や子育て、介護に参画する意識の醸成を図ります。	企画課

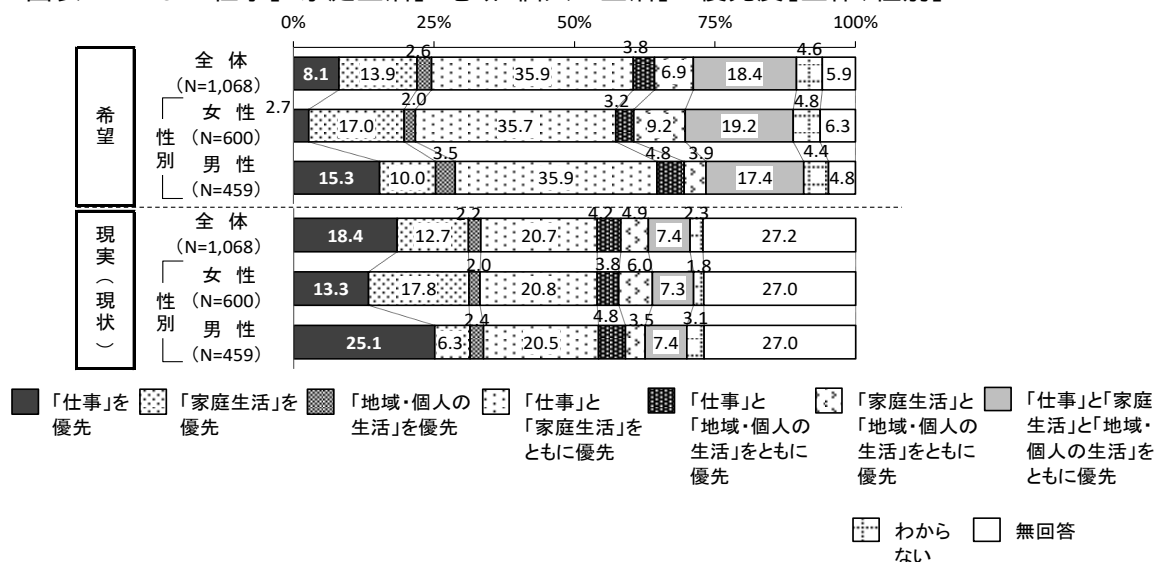
## 施策(2)仕事と子育て・介護との両立支援

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
66	「大川市子ども・子育て応援プラン」による両立支援サービスの充実	「大川市子ども・子育て応援プラン」に基づいて、保護者の仕事と子育ての両立支援のために多様なニーズに対応する保育サービスや子育て支援総合施設での様々な支援を行います。	福祉事務所 子ども未来課
67	子育て相談の充実	保護者の孤立感や不安感の解消のために、乳児家庭訪問員や家庭児童相談員を配置して養育支援、育児相談及び家庭児童相談を行います。	子ども未来課
68	育児・介護休業法等の両立支援制度の周知と取得の促進	事業主や労働者に対して育児・介護休業法等の各種制度や労働時間の短縮やフレックスタイム制度等について周知を行い、男女が子育てや介護と両立できる職場環境づくりを促進します。	インテリア課
69	再就職に向けた支援の充実	子育てや介護などのため離職した人に再就職に向けてハローワークなど関係機関と連携を図りながら、職業相談やデジタルスキルを学ぶ講習会を開催し、柔軟な働き方に向けた支援を行います。	インテリア課 企画課
70	「子育て応援宣言企業」等登録の推進	県が実施している「子育て応援宣言企業」「介護応援宣言企業」登録制度等について周知し、登録を推進します。	インテリア課

## 参考データ

### 【市民意識調査】

図表IV-16 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度[全体、性別]



## 総合的な計画の推進

IV

計画の内容  
【総合的な計画の推進】

本計画の基本理念「男女が尊重し合い、共に活躍できる社会の実現」に向けては、本計画に掲げられた各施策を着実に実施していかなければなりません。大川市男女共同参画推進本部を中心として、市内の緊密な連携のもと、本計画を総合的かつ効果的に推進していきます。また、職員研修を実施し、男女共同参画に関する意識の向上に努めます。さらに、男女共同参画の模範的職場となるよう、市内の職場環境を整備し、職員のワーク・ライフ・バランスや女性職員の積極的登用、ハラスメント防止などに取り組みます。

本計画の実効性を高めるために、毎年、施策の実施状況をまとめ、「大川市男女共同参画審議会」による評価を行い、必要に応じて施策・事業の見直しも行いながら、施策の推進にあたります。



### 基本的施策1 市内推進体制の充実

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
71	大川市男女共同参画推進本部による計画の推進	大川市男女共同参画推進本部による全庁的な計画の推進を図るとともに、各施策・事業の実施にあたっては関係各課の連携を図ります。	企画課 関係各課
72	市職員研修の拡充	男女共同参画の視点に立って業務を遂行するために、国の取組やハラスメント等テーマを検討して職員研修を実施し、男女共同参画に関する意識の浸透を図ります。	人事秘書課 企画課
73	組織体制の強化と活動拠点整備の検討	第3次計画の着実な推進を図るために、推進本部体制とともに市内推進委員の配置など推進体制を充実します。 また、男女共同参画に関する意識啓発や情報の収集と発信、市民からの相談、市民の自主的な活動の支援等を行うための活動拠点の整備について検討します。	企画課
74	大川市男女共同参画推進条例の周知	大川市男女共同参画推進条例について、市報やホームページによる周知とともに市の様々な取組の機会を捉えて市民への周知を図ります。	企画課
75	男女共同参画に関する「表現のガイドライン」の周知及び活用	行政の刊行物などにおいて、男女共同参画の視点から適切な表現をするための指針となる「表現のガイドライン」について、市内へ周知して、活用します。	企画課 人事秘書課

## 基本的施策2 計画の進行管理と見直し

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
76	計画の進行管理	計画に掲載した施策・事業について、毎年各課の実施状況を把握します。その結果について審議会に報告し、その評価を受けて内容の見直しなどを行いながら施策・事業を推進していきます。	企画課
77	市民意識調査や事業所調査等の実施	本計画の期間が終了する2030年、前期計画策定時には、市民意識調査を実施します。さらに計画の中間年、後期計画策定時には事業所調査等を実施し、計画の施策検討の基礎資料として活用します。	企画課

## 基本的施策3 特定事業主行動計画の推進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
78	市の男性職員の育児・介護休業など取得の推進	「仕事と子育ての両立支援ハンドブック」の活用をはじめとして育児・介護休業制度など各種休暇制度等について職員にわかりやすく周知し、男性職員の取得推進に努めます。	人事秘書課
79	女性職員の能力開発、職域の拡大	男女職員が対等な市役所の構成員であることを基本として、女性職員の能力活用と能力開発のための研修を行うなど、女性の職務能力がより発揮しやすい職場環境を整備します。	人事秘書課
80	女性職員の積極的登用	男女の区別なく、職員の能力及び意欲に応じた管理職などへの登用を図ります。	人事秘書課
81	市職員に向けた各種ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント防止要綱の見直しや職員への相談窓口の周知を行うとともにハラスメント防止研修の実施などハラスメント防止対策を行い、働きやすい職場づくりを推進します。	人事秘書課

## ■計画の成果指標

基本目標 及び 基本的施策	成果指標項目	現状値 (2019年度)	現状値 (2025年度)	目標値 (2030年度)	目標値 (2035年度)
I-1	「男は仕事、女は家庭」という固 定的性別役割分担の考え方に 「反対」の割合	53.9%	—	60.0%	—
I-2	「子どもたちに対する人権教育、 男女平等教育の充実が図られ た」と感じている割合	36.6%	—	50.0%	—
II-1	配偶者や交際相手から暴力を受 けた経験のある人のうち誰かに相 談した割合	32.8%	—	40.0%	—
II-1 IV-1 IV-2	ハラスメント対策に取り組んでい る事業所の割合 ①セクシュアル・ハラスメント ②マタニティ・ハラスメント ③パワー・ハラスメント	—	①41.1% (30.2%) ②35.6% (24.8%) ③41.1% (30.2%)	—	①50.0% (40.0%) ②50.0% (40.0%) ③50.0% (40.0%)
II-2	「生涯を通じた女性の健康支援 が図られた」と感じている人の割 合	37.4%	—	55.0%	—
III-1	審議会等における女性委員の 割合(地方自治法202条の3に 基づくもの)	34.3%	28.9%	40.0%	—
III-2	区長における女性の割合	2.0% (1人/50人)	2.0% (1人/51人)	10.0% (5人/51人)	—
III-2	農業委員における女性委員の 人数	0人/15人	2人/14人	2人/14人	—
IV-1	創業セミナーを受講し起業した (女性の)延べ人数 ※事業開始時からの累計	34人 (7人)	71人 (27人)	80人 (30人)	—
IV-1	男女共同参画事業参加延べ 企業数(累計)	—	35社	45社	—
IV-1	スキルアップ講習等への女性の 延べ参加人数	—	59人	80人	—

基本目標 及び 基本的施策	成果指標項目	現状値 (2019年度)	現状値 (2025年度)	目標値 (2030年度)	目標値 (2035年度)
IV-2	育児休業制度や介護休業制度を、就業規則などで規定している事業所の割合	—	育児休業制度 56.4% (40.9%) 介護休業制度 47.5% (34.9%)	—	育児休業制度 70.0% (50.0%) 介護休業制度 60.0% (50.0%)
IV-2	子育て応援宣言企業数	36社	75社	77社	—
○総合的な計画の推進					
総-3	新たに取得できるようになった市の男性職員の ①育児休業取得率(5年間) ②取得者1人当たりの平均取得延べ日数(5年間)	①1.7% ②9.0日	①17.9% ②7.6日 (2024年度)	①50.0% ②14日	—
総-3	市の女性管理職の割合	8.0%	16.7%	25.0%	—

注:「ハラスメント対策に取り組んでいる事業所の割合」及び「育児休業制度や介護休業制度を、就業規則などで規定している事業所の割合」について、現状値、目標値の( )内の数値は単独事業所の調査結果である。この調査結果に基づいて単独事業所の目標値を定めた。

## V. 參考資料

---



# 1.大川市男女共同参画推進条例

(平成三十年三月二十八日大川市条例第二号)

## 目次

前文

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 基本的施策等(第11条—第22条)

第3章 大川市男女共同参画審議会(第23条)

第4章 雑則(第24条)

付則

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等に向けた様々な取組が進められてきた。

大川市(以下「本市」という。)においても、男女共同参画を推進するため、様々な施策を実施してきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として残っており、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が求められている。

ここに本市は、市、議会、市民、事業者等、地域組織及び教育に携わる者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、性に関わりなく、市民の人権が尊重され、全ての人々が、お互いの人権と個性の多様性を大切に、自らの意思により、能力を十分に発揮できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に資するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、本市の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、議会、市民、事業者等、地域組織及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、性に関わりなく、市民の人権が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、市の施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市 市長、教育委員会その他の執行機関をいう。
- (4) 市民 国籍を問わず、市内に居住する者、通勤する者、通学する者、その他市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (5) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う邦人(個人事業主を含む。)及び団体をいう。

- (6) 地域組織 市内の自治組織、町内公民館その他の地域で活動する団体をいう。
- (7) 教育に携わる者 幼児教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において教育に携わる者をいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、言語的、性的、経済的又は社会的な暴力をいう。
- (9) ハラスメント 性的言動による「セクシャル・ハラスメント」、職場の職権等を濫用した「パワー・ハラスメント」、妊娠、出産、育児休業等の取得を理由とした「マタニティ・ハラスメント」など職場等における優位性を背景にし、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は生活環境を害する人権侵害を総称していう。

### (基本理念)

**第3条** 市、議会、市民、事業者等、地域組織及び教育に携わる者は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を協働して推進するものとする。

- (1) 男女が個人として、尊厳が重んぜられ、直接的又は間接的にかかわらず性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する個人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に、対等に参画できるようにすること。
- (5) 教育の果たす役割の重要性に鑑み、幼児教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進すること。
- (6) 男女共同参画社会の実現に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的協調の下に行われること。

### (市の責務)

**第4条** 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、各種施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、議会、市民、事業者等、地域組織及び教育に携わる者と協働し、取り組まなければならない。

4 市は、男女共同参画を推進するために、全庁的な連携体制を整備し、施策を実施するための必要な財政上の措置を講じなければならない。

#### (議会の責務)

**第5条** 議会は、基本理念にのっとり、議決機関として、男女共同参画の推進に努めなければならない。

#### (市民の責務)

**第6条** 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者等の責務)

**第7条** 事業者等は、基本理念にのっとり、事業又は活動において、男女共同参画を積極的に推進するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活と家事、子育て、介護等の家庭生活その他の生活を両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

3 事業者等は、従業員等に男女共同参画に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

#### (地域組織の責務)

**第8条** 地域組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることに鑑み、組織の運営や地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (教育に携わる者の責務)

**第9条** 教育に携わる者は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めなければならない。

#### (性別による差別的取扱い等の禁止)

**第10条** 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害を行ってはならない。

## 第2章 基本的施策等

#### (男女共同参画計画)

**第11条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更するときは、第23条に規定する大川市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者等及び地域組織(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

#### (政策立案及び方針決定の過程における男女共同参画)

**第12条** 市は、政策の立案及び決定の過程に、男女が共に参画できる機会を確保しなければならない。

2 市は、審議会等における委員を任命し、又は委嘱する場合において、その委員を構成する男女の数の均衡を図るよう努めなければならない。

3 市は、性別に関わりなく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、就業環境の整備に取り組むとともに、能力向上の機会を確保しなければならない。

4 市は、事業者等における方針の立案及び決定の過程に、男女が共に参画できる機会を確保するため、事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行わなければならない。

5 市は、地域組織における方針の立案及び決定の過程に、男女が共に参画できる機会を確保するため、地域組織に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行わなければならない。

#### (啓発及び広報)

**第13条** 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深めるよう、啓発及び広報活動を行うものとする。

#### (教育の充実)

**第14条** 市は、幼児教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めるものとする。

#### (調査研究)

**第15条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

#### (家庭生活における活動と他の活動との両立に対する支援)

**第16条** 市は、家族を構成する個人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に、対等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

#### (事業者等及び地域組織への支援)

**第17条** 市は、事業者等及び地域組織が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な支援を行うとともに、連携を図るものとする。

#### (拠点等の整備)

**第18条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による男女共同参画の取組を支援するため、必要な拠点等の整備を図るものとする。

#### (暴力等の防止及び被害者等に対する支援)

**第19条** 市は、ドメスティック・バイオレンス及びハラスメントを防止するため必要な施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な情報の提供、相談及び関係機関との連携による適切な支援を行うものとする。

#### (防災及び復興分野における施策)

**第20条** 市は、防災及び復興分野で、男女共同参画の視点を踏まえた防災、被災者支援及び災害対応を推進するために必要な施策を講じるものとする。

#### (相談)

**第21条** 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について、市民等からの相談があった場合は、関係機関と連携を図り、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

**(苦情の処理)**

- 第22条** 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めなければならない。
- 2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、次条に規定する大川市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

**第3章 大川市男女共同参画審議会****(大川市男女共同参画審議会の設置)**

- 第23条** 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項及び前条に規定する苦情の処理について調査審議し、及び意見を述べること。
  - (2) 男女共同参画計画の策定又は変更について、市長に意見を述べること。
  - (3) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況について、市長に意見を述べること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。
- 3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

**第4章 雑則****(委任)**

- 第24条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**付則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**2.大川市男女共同参画審議会規則****(趣旨)**

- 第1条** この規則は、大川市男女共同参画推進条例(平成30年大川市条例第2号)第23条の規定に基づき、大川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

**(組織)**

- 第2条** 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が審議会の委員総数の10分の4未満であってはならない。

**(委員の任期)**

- 第3条** 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会で諮問中の案件等があり、かつ、審議会からの答申前に委員の任期が満了する場合には、答申を行う日まで委員の任期を延長するものとする。

**(会長及び副会長)**

- 第4条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

- 第5条** 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は協力を求めることができる。

**(庶務)**

- 第6条** 審議会の庶務は、企画課において処理する。

**(補則)**

- 第7条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**付則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**付則**

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

### 3.大川市男女共同参画推進本部 設置要綱

#### (設置)

**第1条** 大川市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、大川市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

#### (組織)

**第2条** 本部は、次の各号に掲げるものをもって構成する。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 統括副市長及び教育長
- (3) 本部員 人事秘書課長、総務課長、健康課長、福祉事務所主幹、福祉事務所主幹、子ども未来課長、インテリア課長、農業水産課長、地域支援課長、都市計画課長、教育委員会学校教育課長、生涯学習課長及び企画課長

#### (所掌事務)

**第3条** 本部は、男女共同参画の施策に関する次の各号に掲げる事項を掌理する。

- (1) 重点施策の基本的事項に関すること。
- (2) 大川市男女共同参画計画の策定に関すること。
- (3) 課相互の間又は課若しくは行政委員会等の間において、特に連絡調整又は協議検討を必要とする事項に関すること。
- (4) 他市町村との間に特に連絡協調を必要とすること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本部長が必要と認めること。

#### (会議)

**第4条** 本部の会議は、随時開催することとする。

- 2 会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係課長その他の職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 副本部長及び本部員は、会議に付議すべき議案のうち、急を要するものがあるときは、会議の開催を要求することができる。

#### (部会)

**第5条** 本部は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の名称及び部会に属すべき部会員は、本部長が別に定める。
- 3 部会に部会長をおき、部会長は部会に属する部会員のうちから本部長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査検討した結果を本部長に報告しなければならない。
- 5 部会は、調査検討の終了とともに解散するものとする。

#### (幹事)

**第6条** 本部に幹事長及び幹事を置く。

- 2 幹事長は、企画課長を、幹事は企画課員をもって充てる。
- 3 幹事長及び幹事は、本部長の命を受け常に会議に出席して、会議の事務を整理し、かつ、意見を述べることができる。

#### (庶務)

**第7条** 本部の庶務は、企画課において処理する。

#### (その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 付則

この要綱は、平成13年12月17日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

#### 4.大川市男女共同参画審議会(兼女性活躍推進協議会)委員 名簿

(2026年3月現在)

No.	委員名	備考
会長	倉富 史枝	学識経験者
副会長	吉岡 剛彦	教育関係
1	松田 洋一	産業関係
2	石橋 徳治	地域関係
3	大野 智恵美	社会関係
4	芳野 治子	社会関係
5	船原 由起子	労働関係
6	有吉 俊之	教育関係
7	松尾 寿子	市民公募
8	宮崎 ひろみ	市民公募

## 5. 諮問書

大川企企第150号  
令和7年5月20日

大川市男女共同参画審議会  
会長 倉富史枝 殿

大川市長 江藤義行

第3次大川市男女共同参画計画後期計画について（諮問）

大川市男女共同参画推進条例（平成30年3月28日条例第2号）  
第11条第2項の規定に基づき、第3次大川市男女共同参画計画後  
期計画の策定にあたり、貴会の意見を求めます。

## 6. 答申書

令和8年3月26日

大川市長 江藤義行 殿

大川市男女共同参画審議会  
会長 倉富史枝

第3次大川市男女共同参画計画後期計画について（答申）

令和7年5月20日付け大川企企第150号で諮問があった、第3次大川市男女共同参画計画後期計画について、大川市男女共同参画推進条例第23条第2項第2号に基づき、下記のとおり答申する。

### 記

第3次大川市男女共同参画計画後期計画（案）について、男女共同参画計画審議会において、諮問に基づき慎重に審議を重ねてきたところであるが、基本理念、基本計画ともに原案の内容については概ね妥当なものと認められる。

なお、本計画の推進にあたっては、社会経済環境の変化に柔軟に対応しながら、広く市民の理解と協力を求め、計画的な行財政運営を着実に実行し、目標が達成できるよう効果的、効率的な施策の実施に留意されたい。

## 7. 計画策定の経過

期 日		内 容
令和6年	6月3日	<b>第1回 大川市男女共同参画審議会</b> ・委嘱状の交付 (1) 第3次男女共同参画計画進捗状況について (2) モニターアンケートの報告について (3) 地域女性活躍推進交付金事業の実施について
令和7年	1月27日	<b>第2回 大川市男女共同参画審議会(令和6年度)</b> (1) 第1回審議会でのご質問等に対する回答について (2) 令和6年度 地域女性活躍推進交付金事業の報告について (3) 令和7年度 事業予定及び計画策定について
	5月20日	<b>第1回 大川市男女共同参画審議会(令和7年度)</b> ・第3次大川市男女共同参画計画・後期計画について(諮問) (1) 地域女性活躍推進交付金事業の報告について (2) 令和7年度 男女共同参画に関する事業所調査について (3) 令和7年度 事業予定及び計画策定について
	8月20日～ 9月8日	<b>働きやすい職場づくりに関する事業所調査の実施</b> ○事業所調査及び従業員調査
	10月21日	<b>第2回 大川市男女共同参画審議会</b> (1) 男女共同参画に関する国・県の動きについて (2) 第3次大川市男女共同参画計画_前期計画の成果と課題 (前期計画の各施策達成状況) (3) 第3次大川市男女共同参画計画・後期計画_計画の体系(案) (4) 第3次大川市男女共同参画計画・後期計画_計画の骨子(案) (5) 第3次大川市男女共同参画計画・後期計画_計画策定スケジュール(案) (6) 第3次大川市男女共同参画・後期計画_審議会意見記入票
	11月27日	<b>第3回 大川市男女共同参画審議会</b> (1) 事業所調査・従業員調査結果について (2) 第3次大川市男女共同参画計画・後期計画_基本構想(案) I 計画の策定にあたって II 大川市の男女共同参画の現状について III 計画の基本的考え方 (3) 第3次大川市男女共同参画計画・後期計画_計画策定スケジュール(案) (4) 第3次大川市男女共同参画・後期計画_審議会意見記入票

期 日		内 容
令和7年	12月25日	<b>第4回 大川市男女共同参画審議会</b> (1) 第3次大川市男女共同参画計画・後期計画(案) ・基本構想(案)の確定 ・第3次計画・後期計画 計画の内容(案) ・第3次計画・後期計画 成果指標(案) (2) 第3次大川市男女共同参画計画・後期計画_計画策定スケジュール(案)
	1月29日	<b>第5回 大川市男女共同参画審議会</b> (1) 第3次大川市男女共同参画計画・後期計画(案) ・第3次計画・後期計画 素案について ・第3次計画・後期計画の重点的取組(案)について (参考) 審議会委員意見のまとめ (大川市の重要な課題とその背景)報告
令和8年	2月15日 ～ 2月28日	<b>パブリックコメント実施</b> 2月号市報及び大川市ホームページにて募集
	3月24日	<b>第6回 大川市男女共同参画審議会</b> ・パブリックコメントの報告 ・第3次大川市男女共同参画計画・後期計画の答申(案)について
	3月26日	大川市男女共同参画審議会から大川市長へ答申

## 8. 関係法

### (1) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
平成十一年十二月二十二日同 第百六十号  
令和 七年 六月二十七日同 第 八十号

#### 目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、  
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて  
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が  
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女  
が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別  
にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが  
できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を  
二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付  
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形  
成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を  
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共  
団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を  
総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会  
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現  
することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形  
成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及  
び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社  
会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め  
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計  
画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義  
は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な  
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分  
野における活動に参画する機会が確保され、もって男  
女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益  
を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会  
を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女  
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男  
女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供  
することをいう。

##### (男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての  
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱  
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機  
会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるこ  
とを旨として、行われなければならない。

##### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお  
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等  
を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中  
立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の  
形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、  
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動  
の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとし  
るように配慮されなければならない。

##### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等  
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策  
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し  
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな  
ければならない。

##### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男  
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族  
の介護その他の家庭生活における活動について家族の  
一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外  
の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わ  
れなければならない。

##### (国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお  
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男  
女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな  
ければならない。

##### (国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画  
社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」とい  
う。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関す  
る施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的  
に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同  
参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策

及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (連携及び協働の促進)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

#### (人材の確保等)

**第十八条の二** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (調査研究)

**第十八条の三** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その

他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第十九条** 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

**第二十条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

**第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

**第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

**第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第二条** 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

#### (経過措置)

**第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

**（委員等の任期に関する経過措置）**

**第二十八条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

**（別に定める経過措置）**

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄（施行期日）**

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

**附則（令和七年六月二十七日法律第八十号）（施行期日）**

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

**（政令への委任）**

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

平成二十六年法律第二十八号

最終改正:令和七年一月三十日法律第八十四号

### 目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条―第三十一條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた  
取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む  
重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が  
必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴  
力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難  
である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の  
尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現  
を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保  
護するための施策を講ずることが必要である。このことは、  
女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取  
組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立  
支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の  
防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

**第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶  
者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃  
であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下  
同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言  
動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に  
対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体  
に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又は  
その婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者で  
あつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む  
ものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を  
受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていない  
が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離  
婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と  
同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事  
情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防  
止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援す  
ることを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

##### (基本方針)

**第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣  
及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項におい  
て「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及  
び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針  
(以下この条並びに次条第一項及び第三項において  
「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一  
項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本  
計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する  
基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策を実施するために必要な国、地方公共団体及  
び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防  
止及び被害者の保護のための施策に関する重要事  
項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようと  
するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しな  
ければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したとき  
は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### (都道府県基本計画等)

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府  
県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護  
のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この  
条において「都道府県基本計画」という。)を定めなけれ  
ばならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定め  
るものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する  
基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策を実施するために必要な当該都道府県、関係

地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
  - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
    - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
    - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
    - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### （女性相談支援員による相談等）

**第四条** 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

### （女性自立支援施設における保護）

**第五条** 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

### （協議会）

**第五条之二** 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

### （秘密保持義務）

**第五条之三** 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （協議会の定める事項）

**第五条之四** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第三章 被害者の保護

### （配偶者からの暴力の発見者による通報等）

**第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。こ

の場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

**第七条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

**第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

**第八条の二** 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

**第八条の三** 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

### (接近禁止命令等)

**第十条** 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
- 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、又は位置情報特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
- （退去等命令）**
- 第十条之二** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又

は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

#### （管轄裁判所）

- 第十一条** 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （接近禁止命令等の申立て等）

- 第十二条** 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
  - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
  - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
  - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

**第十三条** 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

**第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
  - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- (期日の呼出し)**
- 第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。**
- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
- (公示送達の方法)**
- 第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。**
- (電子情報処理組織による申立て等)**
- 第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。**
- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
  - 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
  - 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
  - 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
  - 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
- (保護命令の申立てについての決定等)**
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。**
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
  - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
  - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
  - 5 保護命令は、執行力を有しない。
- (即時抗告)**
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。**
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定に

よる命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

**(保護命令の取消し)**

**第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

**(退去等命令の再度の申立て)**

**第十八条** 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由によ

り当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

**(事件の記録の閲覧等)**

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

**第二十条 削除**

**(民事訴訟法の準用)**

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁

		判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

**(最高裁判所規則)**

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第五章 雑則****(職務関係者による配慮等)**

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

**(教育及び啓発)**

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

**(調査研究の推進等)**

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

**(民間の団体に対する援助)**

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

**(都道府県及び市町村の支弁)**

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

**(国の負担及び補助)**

**第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

### (この法律の準用)

**第二十八条の二** 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

**第二十九条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第三十一条** 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附則抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

**第二条** 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### (検討)

**第三条** この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

### (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)  
改正(令和元年六月法律第二十四号)  
最終改正(令和八年二月一八日)

#### 目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
  - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
  - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二—二十九条)
- 第五章 雑則(第三十—三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四—三十九条)
- 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

**第一条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### (基本原則)

**第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### (事業主の責務)

**第四条** 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

##### (基本方針)

**第五条** 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

- 1 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 1 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

##### (一般事業主行動計画の策定等)

- 1 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画

をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出な

なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

##### 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

##### (基準に適合する一般事業主の認定)

- 1 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

##### (認定一般事業主の表示等)

- 1 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定

一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

**第十一条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

#### (基準に適合する認定一般事業主の認定)

**第十二条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (特例認定一般事業主の特例等)

**第十三条** 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

#### (特例認定一般事業主の表示等)

**第十四条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

#### (特例認定一般事業主の認定の取消し)

**第十五条** 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

**第十六条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えよ

うとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十七条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### （一般事業主に対する国の援助）

**第十八条** 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

**第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

#### （一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

**第二十条** 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公するよう努めなければならない。

#### （特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

**第二十一条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

#### （職業指導等の措置等）

**第二十二条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (財政上の措置等)

**第二十三条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国等からの受注機会の増大)

**第二十四条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

#### (啓発活動)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

**第二十六条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (協議会)

**第二十七条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委

託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

**第二十八条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

**第二十九条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

#### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第三十条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### (公表)

**第三十一条** 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### (権限の委任)

**第三十二条** 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### (政令への委任)

**第三十三条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

**第三十四条** 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

**第三十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十九条** 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

### 附則抄

#### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### （この法律の失効）

**第二条** この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

#### （政令への委任）

**第三条** 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### （検討）

**第四条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

### 目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
- 第四章 雑則(第十六条—第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)
- 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

#### (基本理念)

**第三条** 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第四条** 国及び地方公共団体は、前条の基本理念ののっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

#### (関連施策の活用)

**第五条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

#### (緊密な連携)

**第六条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

**第七条** 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

**第八条** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

#### （女性相談支援センター）

**第九条** 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受け

ることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

#### （女性相談支援センターの所長による報告等）

**第十条** 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

#### （女性相談支援員）

**第十一条** 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

#### （女性自立支援施設）

**第十二条** 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を

- 図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
  - 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

#### （民間の団体との協働による支援）

- 第十三条** 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

#### （民生委員等の協力）

- 第十四条** 民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和三十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和三十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

#### （支援調整会議）

- 第十五条** 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。
- 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
  - 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
  - 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

- 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らすてはならない。
  - 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

## 第四章 雑則

### （教育及び啓発）

- 第十六条** 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

### （調査研究の推進）

- 第十七条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

### （人材の確保等）

- 第十八条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

### （民間の団体に対する援助）

- 第十九条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### （都道府県及び市町村の支弁）

- 第二十条** 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。
- 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
  - 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人  
その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）  
及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、  
又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える  
女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用  
を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら  
行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える  
女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

#### （都道府県等の補助）

- 第二十一条** 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性  
自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助  
することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の  
規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範  
囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関す  
る活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前  
条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る  
委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補  
助することができる。

#### （国の負担及び補助）

- 第二十二条** 国は、政令で定めるところにより、都道府県が  
第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項  
第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の  
五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の  
五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した  
費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女  
性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、  
同項第三号に掲げるものに限る。）
- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費  
用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第  
一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲  
げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁し  
た費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規  
定により補助した金額の全部又は一部を補助すること  
ができる。

## 第五章 罰則

- 第二十三条** 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に  
違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五  
十万円以下の罰金に処する。

### 附則抄

#### （施行期日）

- 第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。た  
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か  
ら施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の  
規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は  
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律  
第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律  
の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）  
の公布の日のいずれか遅い日

#### （検討）

- 第二条** 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この  
法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組み  
の構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕  
組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所  
要の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三  
年を目途として、この法律の施行の状況について検討を  
加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所  
要の措置を講ずるものとする。

#### （準備行為）

- 第三条** 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施  
行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項  
までの規定の例により、基本方針を定めることができる。  
この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定  
の例により、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施  
行日において、第七条第一項から第三項までの規定によ  
り定められ、同条第四項の規定により公表された基本方  
針とみなす。

#### （婦人補導院法の廃止）

**第十条** 婦人補導院法は、廃止する。

#### （婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

**第十一条** 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金  
の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺  
留金品の措置については、なお従前の例による。この場  
合において、これらに関する事務は、法務省令で定める  
法務省の職員が行うものとする。

#### （政令への委任）

**第三十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施  
行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 9.用語解説

### あ 行

#### ○エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状況によって、本来もっている能力や個性が発揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。1995年に開催された国連の第4回世界女性会議（北京会議）以降、女性の権利や平等を推進する重要な概念として位置づけられています。

### か 行

#### ○家族経営協定

農業に従事する家族構成員が対等なパートナーとして経営に参画するために、経営方針や報酬、労働時間・休日、構成員の役割分担などを明記した規定。家族経営協定の締結により、女性の労働環境の整備、経営方針決定への参画が期待されています。

#### ○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（男女雇用機会均等法）

1985年に制定された雇用の分野での男女の均等な機会や待遇の確保等を目的とする法律。施行後に改正が重ねられており、現在は性別による差別禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進等が定められています。

#### ○固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

### さ 行

#### ○ジェンダー

社会的・文化的につくられた性のありようのこと。「女／男はこうあるべき」「女／男はこういうもの」などの性別にかかわる偏見や固定観念、またそれらに基づいてつくられた社会制度などを意味します。

#### ○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

女性や少女に対する差別が権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもと、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした国際条約。1979年に採択、1981年に発効し、日本は1985年に批准しました。

## ○セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことをいいます。職場だけでなく、学校や地域など様々な生活の場で起こり得るものです。

## た 行

### ○ドメスティック・バイオレンス（DV）・デートDV

配偶者やパートナー、交際相手など、親密な関係にある（またはあった）人の中で起きる暴力のことです。なぐる、けるなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力など、相手を支配するために行われる様々な行為を含みます。また、交際している人の中で起きるDVを「デートDV」といいます。

## は 行

### ○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

（福岡県性暴力根絶条例）

性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、2019年に制定・施行された福岡県の条例です。性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的としています。

## ま 行

### ○メディア・リテラシー

メディアが発信する情報を、主体的かつ批判的に読み解き、また、メディアを活用して自ら発信する能力のことです。男女共同参画社会の視点からは、メディアの情報に潜んでいる男女の役割を固定化するような表現や性差別的な表現に気づき、読み解く力が求められます。

## ら 行

### ○リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年に開催された国連の国際人口開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして位置づけられています。人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由をもつことを意味し、性と生殖にまつわる自己決定権と、適切な医療ケアを受ける権利を核としています。

## わ 行

### ○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態にあることを言います。2007年に策定された「仕事と生

活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

## 英 数

### ○LGBTQ+（性的マイノリティー）

Lはレズビアン（女性同性愛者）、Gはゲイ（男性同性愛者）、Bはバイセクシュアル（両性愛者）、Tはトランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認をもつ人）、Qはクエスチョニング（性的指向や性自認が定まっていない、明確にしたくない人）の頭文字を並べた言葉。自分自身を男女どちらとも認識しないX（エックス）ジェンダーや、他者に性的感情が向かないアセクシュアルなどを含め、性的少数者の総称の一つとして使われることもあります。

### ○SDGs（エス・ディー・ジーズ：持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2030年までに国連加盟国193か国が達成すべき目標として、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されています。包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取組を行うもの。目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられています。

### ○UN Women（ユーエヌウィメン）

正式名称を「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women）」という、ジェンダー平等と女性の地位向上の促進に取り組む国連の専門機関です。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関連する国連の4つの機関を統合し、2010年7月に設立されました。

## 10. 担当課別事業一覧表

担当課	No.	具体的な施策及び事務事業名
関係各課	9	市主催のイベントや行事へ市民が参加しやすい開催方法等の配慮
	10	市関係行事等における託児の実施
	38	審議会、委員会等の委員への女性の登用推進
	71	大川市男女共同参画推進本部による計画の推進
人事秘書課	72	市職員研修の拡充
	75	男女共同参画に関する「表現のガイドライン」の周知及び活用
	78	市の男性職員の育児・介護休業など取得の推進
	79	女性職員の能力開発、職域の拡大
	80	女性職員の積極的登用
	81	市職員に向けた各種ハラスメント防止対策の推進
総務課	52	入札参加資格申請を通じた事業主への男女共同参画の取組の促進
企画課	1	市報やホームページなどによる啓発の充実
	2	男女共同参画に関する資料の収集と提供
	3	男女共同参画に関する学習機会の提供
	4	各種団体の学習活動への支援
	5	市民団体や事業所などと連携した啓発
	8	県などが実施する研修への市民の参加促進
	18	DV防止に向けた意識啓発
	20	相談支援体制の充実
	23	ハラスメント防止に向けた市民への啓発推進
	24	ハラスメント防止に向けた事業主に対する啓発推進
	31	様々な困難を抱える人々への支援
	32	リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発の推進
	39	女性の人材情報の収集・活用
	42	各種団体等への女性の積極的登用促進
	43	市民の男女共同参画推進活動の支援とネットワーク化の促進
	44	地域における男女共同参画推進の中核的な人材の育成
	50	働きがいがあり働きやすい職場環境づくり
	56	女性の能力開発・活用についての啓発と新たな取組の推進
	62	ワーク・ライフ・バランスの推進による男性の働き方の見直し
	65	男性の家事・子育て等への参画促進
	69	再就職に向けた支援の充実
71	大川市男女共同参画推進本部による計画の推進	
72	市職員研修の拡充	
73	組織体制の強化と活動拠点整備の検討	

担当課	No.	具体的な施策及び事務事業名
企画課	74	大川市男女共同参画推進条例の周知
	75	男女共同参画に関する「表現のガイドライン」の周知及び活用
	76	計画の進行管理
	77	市民意識調査や事業所調査等の実施
健康課	19	デートDV防止に向けた教育の推進
	26	男女共同参画の視点に立った介護支援サービスの充実
	27	家族介護支援事業の充実
	29	相談体制の充実
	31	様々な困難を抱える人々への支援
	32	リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発の推進
	35	性感染症などの予防の啓発
	36	健康に関する相談体制の充実
	37	性別や年齢に応じた健康づくりの支援
	44	地域における男女共同参画推進の中核的な人材の育成
	45	地域活動団体や社会教育団体への啓発の推進
	64	男性の家事への参加に向けた取組
福祉事務所	14	教職員・保育士の研修の充実
	18	DV防止に向けた意識啓発
	20	相談支援体制の充実
	21	関係機関の連携による被害者への支援
	22	DV被害者の自立に向けた支援
	28	男女共同参画の視点に立った障がい者・障がい児福祉の推進
	29	相談体制の充実
	30	ひとり親家庭の生活安定に向けた相談指導・支援の充実
	31	様々な困難を抱える人々への支援
	66	「大川市子ども・子育て応援プラン」による両立支援サービスの充実
子ども未来課	2	男女共同参画に関する資料の収集と提供
	18	DV防止に向けた意識啓発
	20	相談支援体制の充実
	21	関係機関の連携による被害者への支援
	22	DV被害者の自立に向けた支援
	28	男女共同参画の視点に立った障がい者・障がい児福祉の推進
	29	相談体制の充実
	30	ひとり親家庭の生活安定に向けた相談指導・支援の充実
	33	保護者と子どもの健康支援の充実
	63	男性の子育てへの参画に向けた取組の推進
	66	「大川市子ども・子育て応援プラン」による両立支援サービスの充実

担当課	No.	具体的な施策及び事務事業名
子ども未来課	67	子育て相談の充実
インテリア課	22	DV被害者の自立に向けた支援
	24	ハラスメント防止に向けた事業主に対する啓発推進
	41	企業・事業所への女性の積極的登用等についての啓発
	50	働きがいがあり働きやすい職場環境づくり
	51	労働に関する法や制度の事業主、労働者への情報提供
	53	労働相談の充実
	54	就労、再就職や職業能力向上に向けた講習等に関する情報提供
	55	女性の起業・創業支援の取組推進
	56	女性の能力開発・活用についての啓発と新たな取組の推進
	61	家族従業者の労働の適正な評価に関する啓発
	62	ワーク・ライフ・バランスの推進による男性の働き方の見直し
	68	育児・介護休業法等の両立支援制度の周知と取得の促進
	69	再就職に向けた支援の充実
70	「子育て応援宣言企業」等登録の推進	
農業水産課	47	農業委員への女性の登用促進
	54	就労、再就職や職業能力向上に向けた講習等に関する情報提供
	55	女性の起業・創業支援の取組推進
	56	女性の能力開発・活用についての啓発と新たな取組の推進
	57	女性認定農業者の育成
	59	女性農村アドバイザーの育成
	60	家族経営協定の推進
農業委員会	47	農業委員への女性の登用促進
	58	農業関係各種制度の周知
地域支援課	44	地域における男女共同参画推進の中核的な人材の育成
	45	地域活動団体や社会教育団体への啓発の推進
	46	区長など地域の役職者への女性の登用促進
	48	防災分野での政策・方針決定の場への女性の参画推進
	49	女性消防団員の加入の取組推進
都市計画課	22	DV被害者の自立に向けた支援
	30	ひとり親家庭の生活安定に向けた相談指導・支援の充実
学校教育課	11	男女共同参画の視点に立った教育の推進
	12	進路指導の充実
	13	男女共同参画の視点による学校運営の推進
	14	教職員・保育士の研修の充実
	15	情報(メディア)リテラシー教育の充実
	16	学校・学級だよりなどによる保護者への啓発

担当課	No.	具体的な施策及び事務事業名
学校教育課	19	デートDV防止に向けた教育の推進
	25	スクール・ハラスメント防止に向けた取組
	34	発達段階に応じた性教育の充実
生涯学習課	7	人権に関する学習会を通じた啓発
	17	PTA活動への啓発促進
	18	DV防止に向けた意識啓発
	40	社会教育関係者への女性の登用促進
	44	地域における男女共同参画推進の中核的な人材の育成
	45	地域活動団体や社会教育団体への啓発の推進
中央公民館	6	生涯学習関連事業における啓発の推進
図書館	2	男女共同参画に関する資料の収集と提供

---

第 3 次大川市男女共同参画計画  
後期計画

2026 年度 ~ 2030 年度

〒831-8601

福岡県大川市大字酒見 256 番地 1

大川市 企画課

TEL : 0944-87-2101 (代)

<https://www.city.okawa.lg.jp/>

---



大川市は持続可能な開発目標 (SDGs) を推進しています。

# 第3次大川市男女共同参画計画 後期計画 2026年度～2030年度

2026年3月  
大川市 企画課